

観音寺市

子ども・子育て支援事業計画

《平成27年度～31年度》



平成27年3月

観音寺市

はじめに

近年、少子化や核家族化が進行し、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、国は、新たな支え合いの仕組みを構築するため、平成 24 年 8 月に制定した「子ども・子育て関連 3 法」に基づき、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されます。



本市では、少子化対策・子育て支援として子育て世帯の負担を軽減するため、中学校卒業までの医療費の無料化やファミリー・サポート・センターの設置、就学前第 2 子以降の保育料を無料にするなどの施策を展開しています。

しかし、仕事と子育ての両立支援や多様なライフスタイルに対応した子育て支援は、大きな課題となっております。

また、児童虐待や発達障がい、ひとり親家庭への支援など、すべての子どもの健やかな成長を保障するためには、関係機関との連携による切れ目のない支援が必要であると考えています。

このような中、本市では、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とした「観音寺市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

「次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち」を基本理念に、子どもたちの豊かな心と人間性を育てるため、家庭のみならず社会全体での取り組みを進めてまいります。

子どもは社会の希望であり、未来を創る力です。思いやりのある心の豊かな人に成長することが、将来の担い手育成につながるものと考えています。

今後とも皆様におかれましては、地域全体で子どもを育む社会を築くため、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして多大なご尽力を賜りました「観音寺市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて貴重なご意見をいただきました多くの皆様に、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

観音寺市長

白 川 晴 司

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 事業計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の策定方法	2
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状	3
1 人口等の状況	3
2 保育・教育等の状況	5
3 アンケート調査結果	8
4 観音寺市の子ども・子育てに関する課題	19
第3章 計画の基本的考え方	20
1 計画策定の基本的考え方	20
2 計画の基本理念	21
3 計画の基本目標	21
4 計画の推進	22
第4章 子ども・子育ての施策	23
基本目標1 安心とゆとりを持って子どもを生み育てることのできるまちづくり	
1 健康で安全な妊娠と出産のために	23
2 家族で協力して子育てをすすめていくために	25
3 育児について気軽に相談し、広く情報を取得するために	26
4 安心して子どもを預けられ、仕事と子育てを両立するために	28
5 子育てにともなう経済的負担の軽減のために	32
基本目標2 すべての子どもが心身ともに健やかに育つことのできるまちづくり	
1 子どもの病気や事故を予防し、心身の異常にきちんと対応するために	34
2 子どもが学校で楽しく学ぶために	39
3 自らの心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期を送るために	42
4 障がいのある子どもを支援するために	44
5 子どもの人権擁護や児童虐待を防止するために	47
基本目標3 地域全体で子どもと子育て家庭を支援することのできるまちづくり	
1 子どもや子育て家庭にとって安心・安全なまちづくりのために	49
2 子ども連れでも安心して外出できるまちづくりをすすめるために	51
3 児童の健全育成をすすめるために	52
4 子育て支援ネットワークづくりをすすめるために	55

第5章 子ども・子育て支援事業計画	57
1 子ども・子育て支援新制度について	57
2 教育・保育提供区域の設定について	59
3 量の見込みの算出方法及び確保方策の考え方	60
4 教育・保育事業の推進	62
5 地域子ども・子育て支援事業の推進	64
6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進体制の確保の内容	71
7 放課後子ども総合プランに基づく取り組みについて	72
第6章 参考資料	73
1 観音寺市子ども・子育て会議規則	73
2 観音寺市子ども・子育て会議委員	75

第1章 計画策定にあたって

1 事業計画策定の背景と趣旨

我が国は世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進行しています。こうした少子化の急速な進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらしており、次代を担う子どもたちがたくましく育ち、自立した責任感のある大人となっていく社会は、すべてに優先されるべき時代の要請となっています。

そこで、国は平成15年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」を制定し、その後、国の基本施策として少子化社会対策大綱を定め、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進してきました。

しかしながら、その後も少子化に歯止めがかかっていないことや、子育てに関して孤立感や負担感を感じる家庭の増加、都市部における待機児童問題、地方では子どもの人口減少から集団生活ができない地域が生じるなどの問題等に対応するため、平成24年8月に子ども・子育て支援関連3法を成立させ、この法に基づき平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートすることとなりました。

新制度では、社会全体で費用負担を行い、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを、市町村が主体となって推進することとされており、全国の市町村に幼児期の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を明記する「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

このような状況を受け、観音寺市では、法定計画である「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包含して、平成26年度末で終了する「観音寺市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の後継計画を策定することとしました。

2 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法で規定されている平成27年度から平成31年度までの5か年を計画期間とします。

「量の見込み及び確保方策」については、国は平成29年度に見直しを行う予定となっていますが、その他の年度においても、社会情勢や市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行っていきます。



3 計画の策定方法

(1) 観音寺市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法(第 77 条第1項)においては、市町村子ども・子育て会議の設置は努力義務となりましたが、施設型給付や地域型保育給付の対象となる利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定や変更に際しては、子育て当事者や子育て支援事業者等の意見を聞くよう義務付けています。

また、市町村(地方版)子ども・子育て会議については、国の公布通知(平成 24 年8月 31 日)において「(前略)自治体における子ども・子育て支援施策を地域の実情を踏まえて実施するうえで重要な役割を果たすものであることから、設置するよう努められたい」とされたことから、本市では平成 25 年6月 27 日に会議を設置し、各種団体や市民の意見を広く反映させながら計画を策定しました。

子ども・子育て支援法

(市町村等における合議制の機関)

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 31 条第2項に規定する事項を処理すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 43 条第3項に規定する事項を処理すること。
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 61 条第7項に規定する事項を処理すること。

(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

本市における教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況や希望を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に、0歳～小学校6年生のお子さんの保護者の方を対象に、子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。

① 調査対象

平成 25 年 10 月1日現在、市内に在住する就学前児童(0～5歳)及び小学校1年生から6年生までの児童がいる全世帯

② 調査方法

就学前児童:郵送による配布・回収及び幼稚園・保育所を通じて配布・回収

小学校児童:小学校を通じて配布・回収

③ 調査期間

平成 25 年 11 月 14 日～平成 25 年 11 月 29 日

④ 回収結果

調査対象	標本数(発送数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	2,310	1,604	69.4%
小学生の保護者	2,353	1,919	81.6%

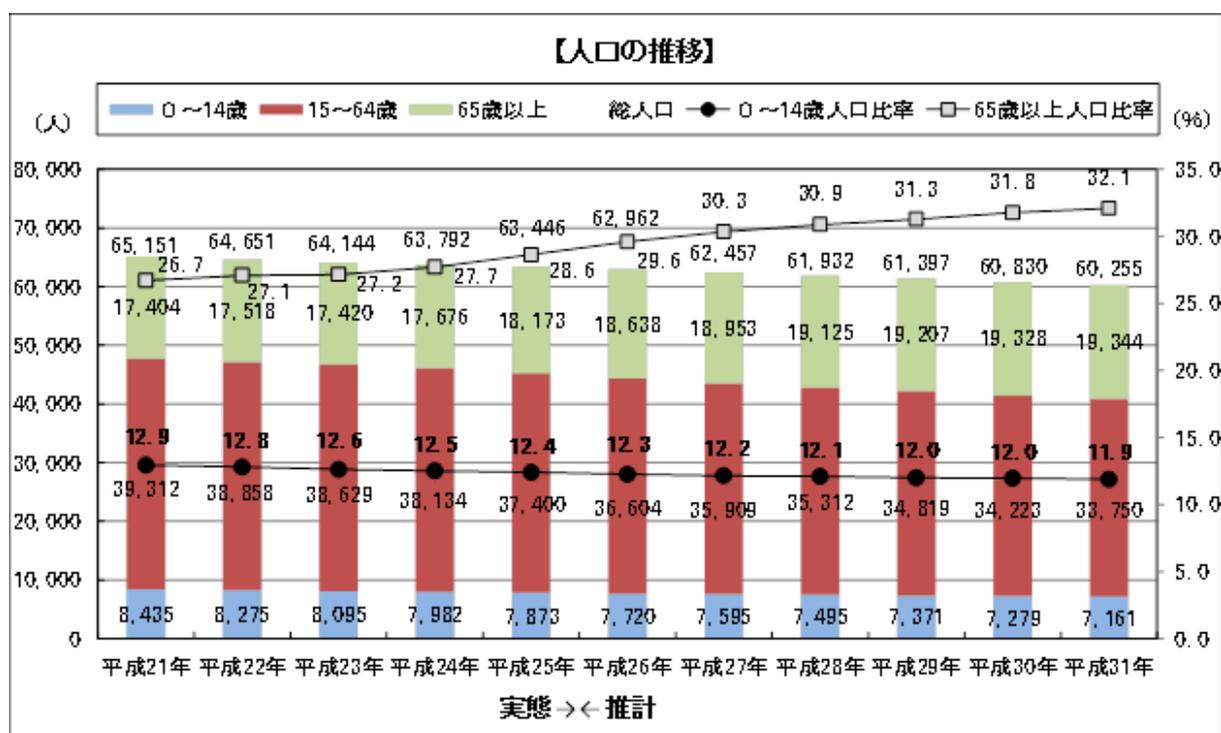
第2章 子どもと家庭を取り巻く現状

1 人口等の状況

(1)人口実績及び将来推計

観音寺市の人口は、平成21年から平成25年までの5年間で総人口が1,705人減少し、0～14歳人口比率が平成25年には12.4%、65歳以上比率が28.6%となっています。

平成31年までの将来人口推計結果では、平成31年の総人口が60,255人と平成25年から3,191人減少する見込みとなっており、0～14歳人口比率が11.9%、65歳以上比率が32.1%に達すると予測されています。



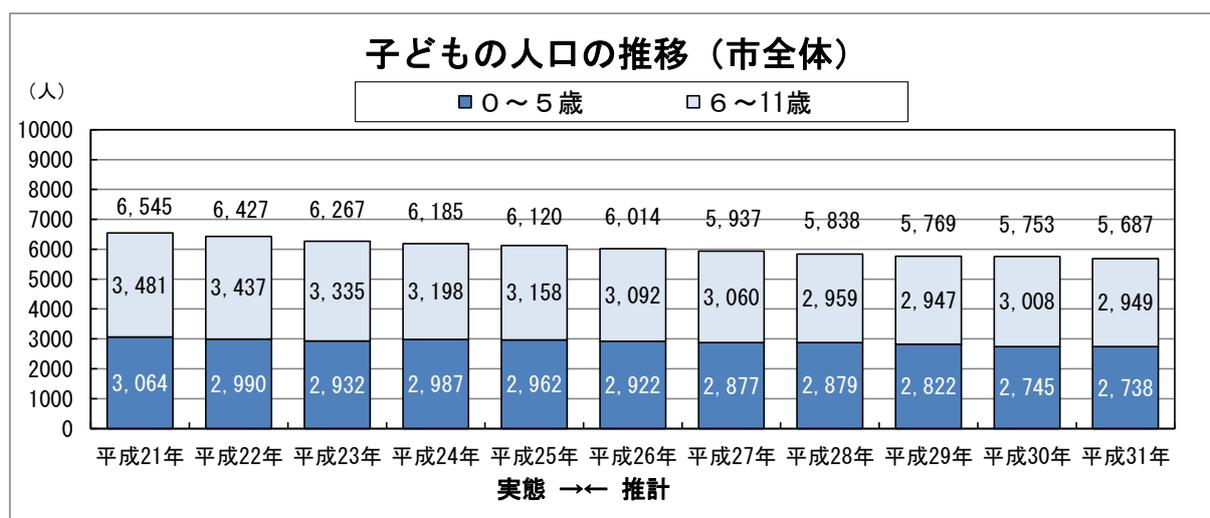
※実績人口:住民基本台帳人口及び外国人登録人口(各年4月1日現在)

推計人口:平成21年～25年の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法で推計(各年4月1日現在)

(2)子ども（0～11 歳）の人口の推移

観音寺市の子ども（0～11 歳）の人口は、平成 21 年から平成 25 年までの 5 年間で総人口が 425 人減少しています。内訳をみると 0～5 歳人口が 102 人の減少、6～11 歳人口が 323 人の減少となっています。

平成 31 年までの将来人口推計結果では、平成 31 年の 0～11 歳人口が 5,687 人となっており、平成 25 年から 433 人減少する見込みとなっています。内訳をみると 0～5 歳人口が 224 人の減少、6～11 歳人口が 209 人減少すると予測されています。



※実績人口：住民基本台帳人口及び外国人登録人口（各年4月1日現在）
 推計人口：平成 21 年～25 年の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法で推計（各年4月1日現在）

(3)合計特殊出生率

合計特殊出生率とは、出産可能年齢（15～49 歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を合計し、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したものです。

本市の合計特殊出生率は 1.53 となっており、全国の値と比較して高くなっていますが、香川県の値と比較して低くなっています。

【合計特殊出生率・母の年齢階級別出生率 保健所・市区町村別（平成 20 年～平成 24 年）】

	合計特殊出生率 (ベイズ推定値)	母の年齢階級別出生率(女性人口千対、ベイズ推定値)						
		15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳
全国	1.38	4.8	36.0	87.0	95.1	45.2	8.1	0.2
香川県	1.56	6.7	52.6	104.8	99.3	42.1	6.8	0.1
観音寺市	1.53	7.9	60.5	101.5	90.6	39.8	6.3	0.1

出典：人口動態特殊報告

2 保育・教育等の状況

(1) 保育所・幼稚園等の設置状況

平成26年4月1日現在の保育所・幼稚園の設置状況は、保育所(公立5か所、私立6か所)及び幼稚園(公立6園、私立1園)となっています。

【中学校区別 保育所設置状況及び在籍率(平成26年4月1日現在)の状況】

中学校区	施設名	定員	対象児	延長保育	一時預り	在籍児童数	在籍率	備考
観音寺	(公)観音寺保育所	240	6か月～5歳児			230	95.8%	
	(私)高室保育園	90	3か月～5歳児		○	112	124.4%	
中部	(公)粟井保育所	60	2歳児～5歳児			49	81.7%	
	(私)柞田保育所	130	3か月～5歳児	○	○	140	107.7%	
	(私)中部保育園	120	3か月～5歳児		○	129	107.5%	
	(私)愛和保育園	90	3か月～5歳児		○	107	118.9%	
	(私)くれよん保育園	90	3か月～5歳児	○	○	83	92.2%	
三豊	(私)ふたば保育園	120	3か月～5歳児		○	128	106.7%	
大野原	(公)大野原保育所	120	6か月～5歳児			100	83.3%	
豊浜	(公)豊浜保育所	90	6か月～5歳児			90	100.0%	
伊吹	(公)伊吹保育所	45	1歳児～5歳児			11	24.4%	
保育所全体		1,195				1,180	98.7%	

【中学校区別 幼稚園設置状況及び在籍率(平成26年5月1日現在)の状況】

中学校区	施設名	定員	対象児	延長保育	在籍児童数	在籍率	備考
観音寺	(公)観音寺幼稚園	—	3・4・5歳児		225	—	
中部	(私)聖母幼稚園	210	3・4・5歳児	○	116	55.2%	
	(公)柞田幼稚園	—	3・4・5歳児		113	—	統合については、 設置場所の決定後 速やかに着手
三豊	(公)一ノ谷幼稚園	—	4・5歳児		37	—	
	(公)豊田幼稚園	—	4・5歳児		11	—	
大野原	(公)大野原幼稚園	—	3・4・5歳児	○	246	—	
豊浜	(公)豊浜幼稚園	—	3・4・5歳児	○	130	—	
伊吹							
幼稚園全体		—			878	—	

※公立幼稚園については、収容定員は定めているが施設ごとの定員は定めていない。

(2)地域子育て支援拠点施設の状況

本市には地域子育て支援センターが5か所あり、育児相談、子育て支援情報の提供等を行っています。

中学校区	施設名	開設日	開設時間
観音寺	(私)高室保育園(いちごっこ)	月～水、金、土曜日	9:00～14:00
中部	(私)柞田保育所(なかよし広場)	月～金曜日	9:00～14:00
	(私)中部保育園(わくわくランド)	月～金曜日	9:00～14:00
	(私)愛和保育園(愛あいランド)	月～金曜日	9:00～14:00
三豊	(私)ふたば保育園(ちびっこランド)	火、木～日曜日	10:00～15:00

(3)放課後児童クラブの状況

放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図っています。

(平成 26 年 5 月 1 日現在の状況)

中学校区	施設名	運営主体	定員	児童数	利用率
観音寺	観音寺なかよし教室	市	—	42	—
	高室なかよし教室	市	—	24	—
中部	常磐なかよし教室	市	—	49	—
	柞田なかよし教室	市	—	61	—
三豊	豊田なかよし教室	市	—	15	—
大野原	大野原こどもセンター教室	市	—	31	—
豊浜	豊浜にじ教室	市	—	39	—

※放課後児童クラブの定員は定めていない。

(4) 小学校・中学校の状況

本市には平成 26 年 4 月 1 日現在、小学校が 12 校、中学校が 5 校ありますが、児童数、生徒数ともに減少傾向となっています。

		平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
小学校	学校数	13	13	13	13	12
	学級数	145	152	152	152	147
	児童数	3,413	3,307	3,163	3,129	3,052
	教職員数	332	319	323	324	312
	教職員 1 人 あたり児童数	10.3	10.4	9.8	9.7	9.8
中学校	学校数	5	5	5	5	5
	学級数	54	56	59	58	56
	生徒数	1,570	1,555	1,546	1,442	1,429
	教職員数	143	146	151	153	152
	教職員 1 人 あたり児童数	11.0	10.7	10.2	9.4	9.4

※各年 5 月 1 日現在

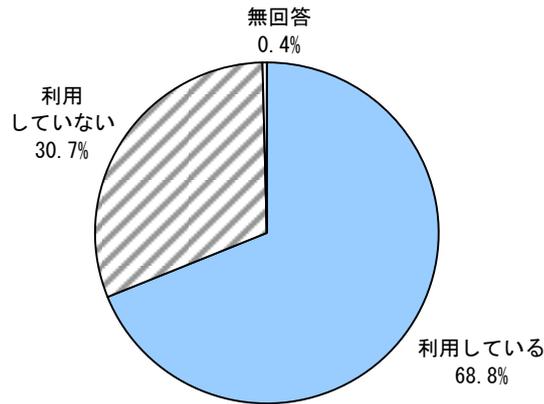
3 アンケート調査結果

(1) 就学前児童用調査結果

① 定期的な教育・保育事業の利用状況

「定期的な教育・保育事業」の利用状況は、「利用している」が 68.8%で7割近くを占めており、「利用していない」は 30.7%となっています。

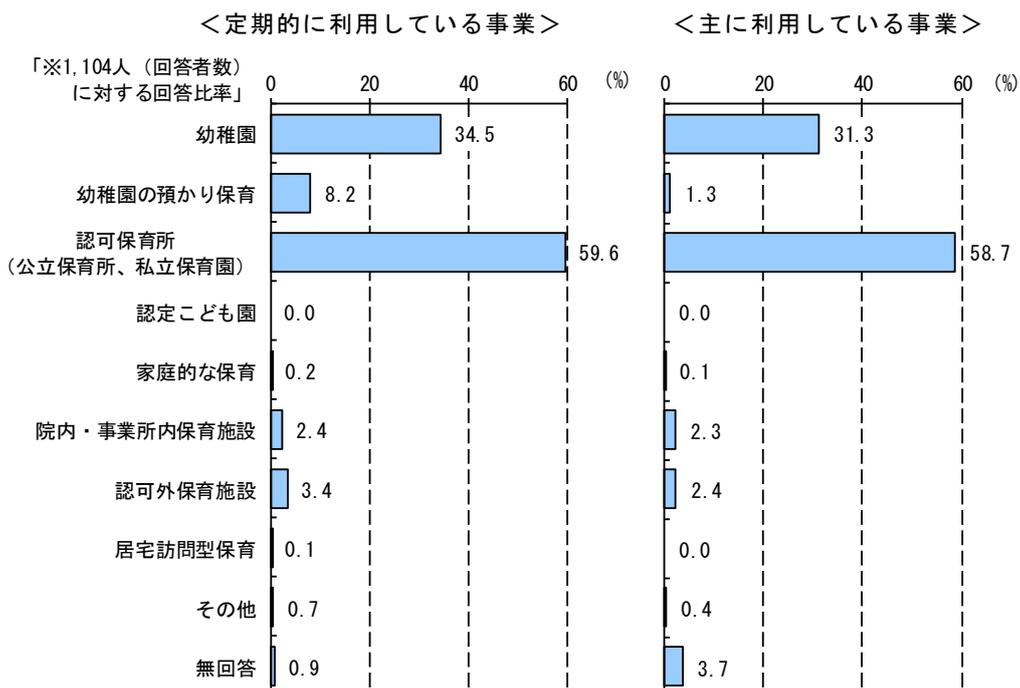
「※1,604人（回答者数）に対する回答比率」



② 利用している平日の定期的な教育・保育事業

平日に定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育所(公立保育所、私立保育園)」が 59.6%で最も多く、次いで「幼稚園」34.5%、「幼稚園の預かり保育」8.2%となっています。

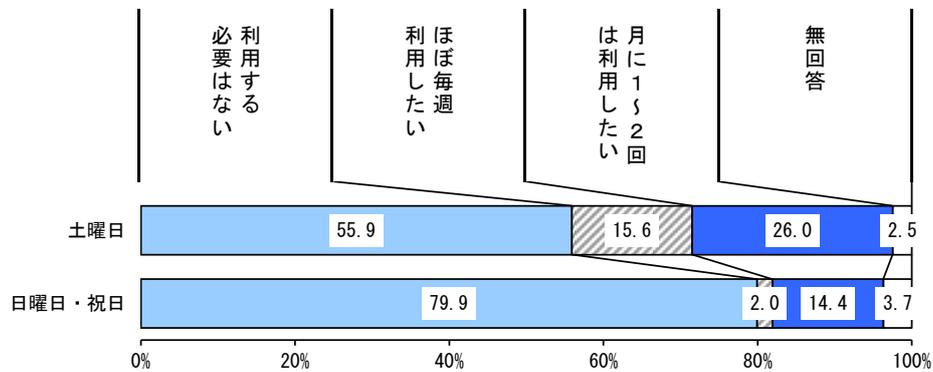
主に利用している教育・保育事業は、「認可保育所(公立保育所、私立保育園)」が 58.7%、「幼稚園」が 31.3%となっています。



③ 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「月に1～2回は利用したい」が 26.0%、「ほぼ毎週利用したい」が 15.6%で、「利用する必要はない」が 55.9%となっています。

日曜日・祝日は「月に1～2回は利用したい」が 14.4%、「ほぼ毎週利用したい」が 2.0%で、「利用する必要はない」が 79.9%となっています。

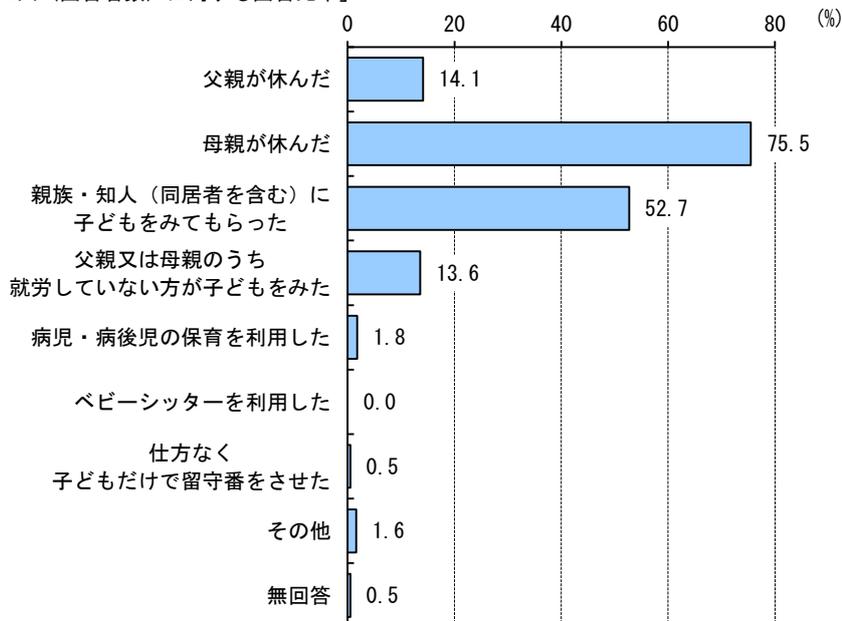


「※1,604人（回答者数）に対する回答比率」

④ 病気等で教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法

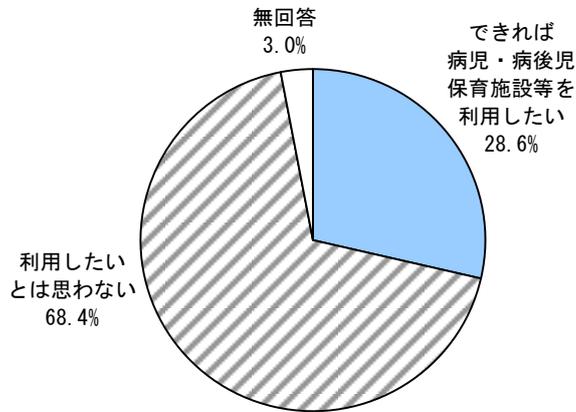
病気等で教育・保育事業が利用できなかったときの対処方法は、「母親が休んだ」が 75.5%で最も多く、次いで「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」52.7%、「父親が休んだ」14.1%となっています。

「※773人（回答者数）に対する回答比率」



⑤ 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

病児・病後児保育施設等の利用希望は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が28.6%で、「利用したいとは思わない」が68.4%となっています。

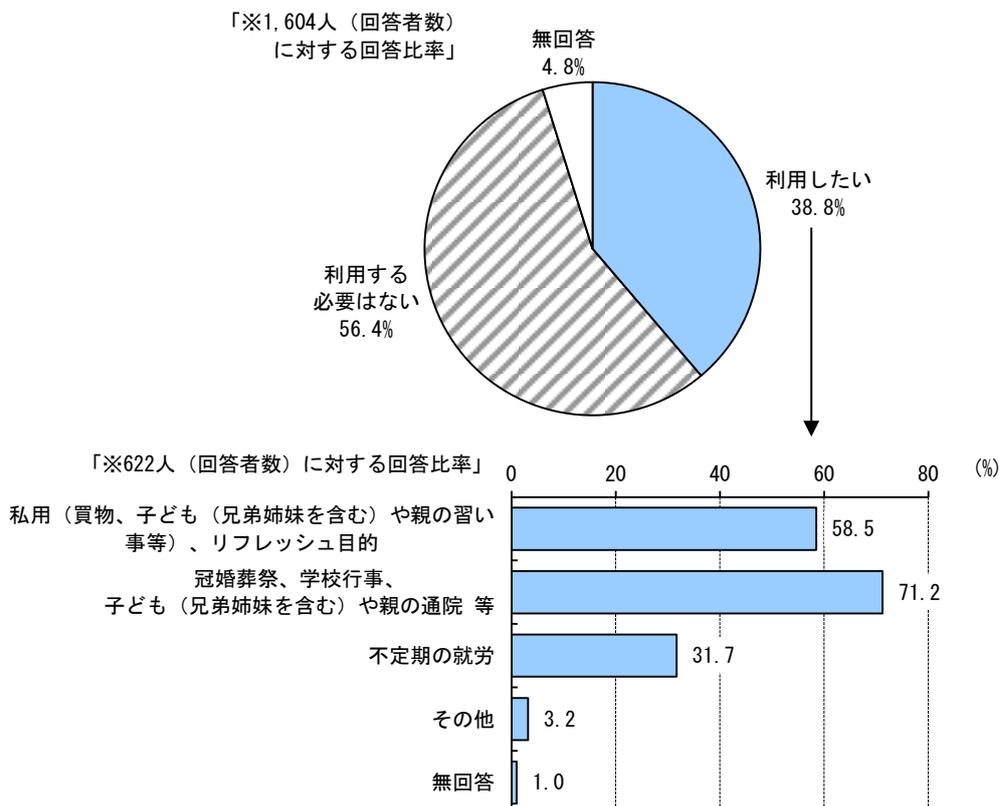


「※591人（回答者数）に対する回答比率」

⑥ 利用したい不定期の教育・保育事業

不定期の教育・保育事業の利用希望は、「利用したい」が38.8%で、「利用する必要はない」が56.4%となっています。

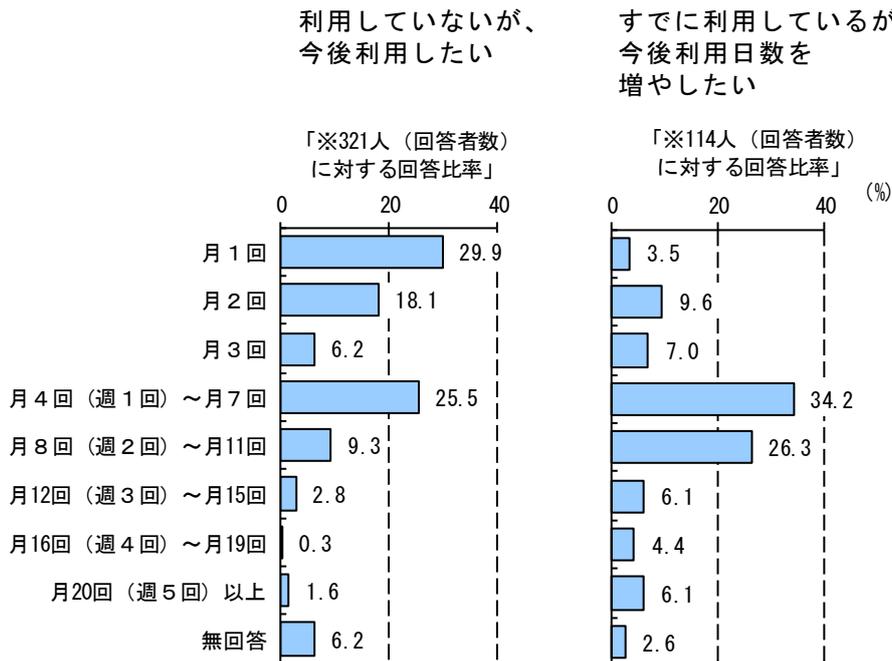
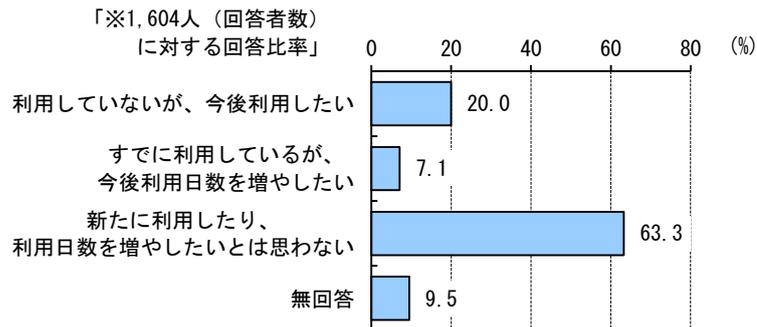
不定期の教育・保育事業を利用したい理由は、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が71.2%で最も多く、次いで、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が58.5%、「不定期の就労」が31.7%となっています。



⑦ 地域子育て支援拠点事業の利用希望

地域子育て支援センターの利用希望は、「利用していないが、今後利用したい」は 20.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は7.1%となっており、利用希望は3割弱となっています。

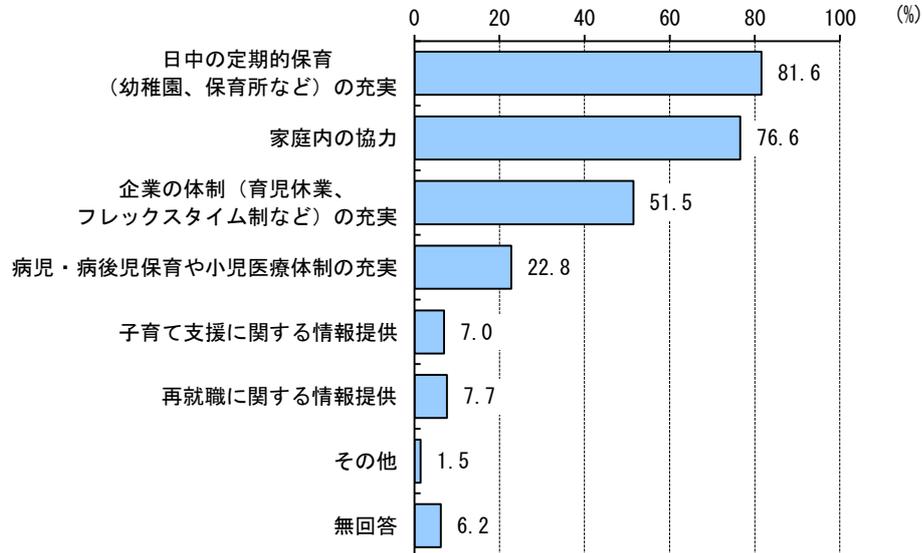
「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」では、「月4回(週1回)～月7回」が34.2%で最も多く、次いで「月8回(週2回)～月11回」が26.3%となっており、平均では、1か月あたり7.1回となっています。



⑧ 子育てをしながら仕事をする上で必要なこと

子育てをしながら仕事をする上で必要なことは、「日中の定期的保育(幼稚園、保育所など)の充実」が81.6%で最も多く、次いで「家庭内の協力」76.6%、「企業の体制(育児休業、フレックスタイム制など)の充実」51.5%となっています。

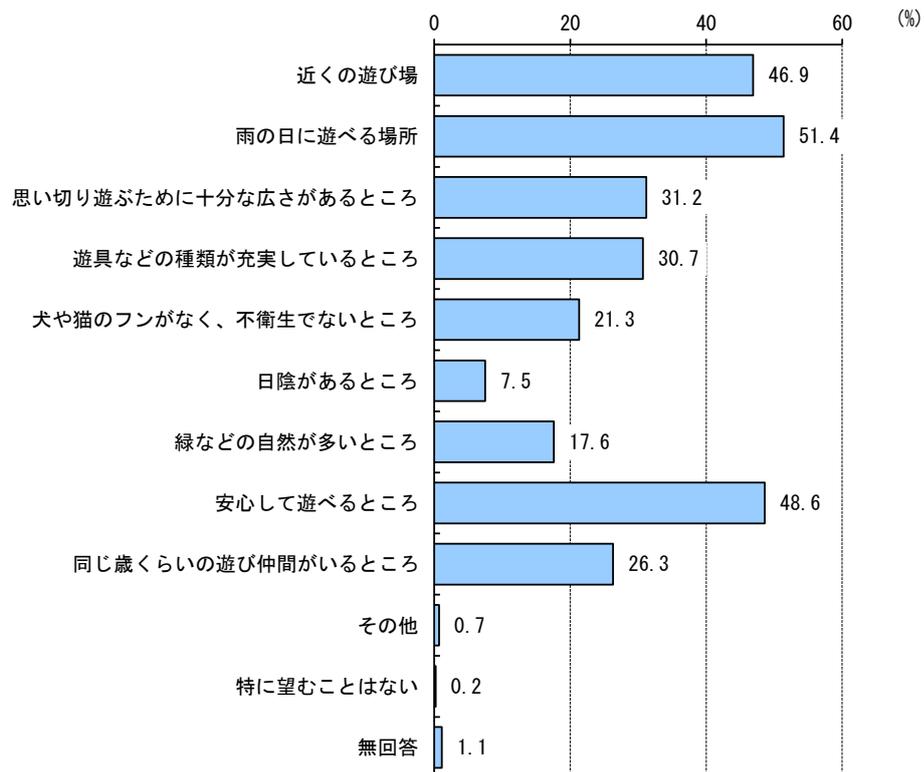
「※1,604人(回答者数)に対する回答比率」



⑨ 子どもの遊び場について望ましいと思うこと

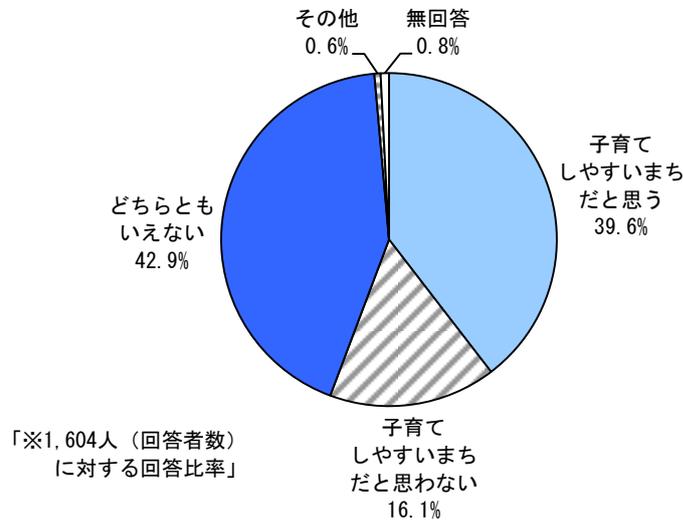
子どもの遊び場所について望ましいと思うことは、「雨の日に遊べる場所」が51.4%で最も多く、次いで「安心して遊べる場所」48.6%、「近くの遊び場」46.9%となっています。

「※1,604人(回答者数)に対する回答比率」



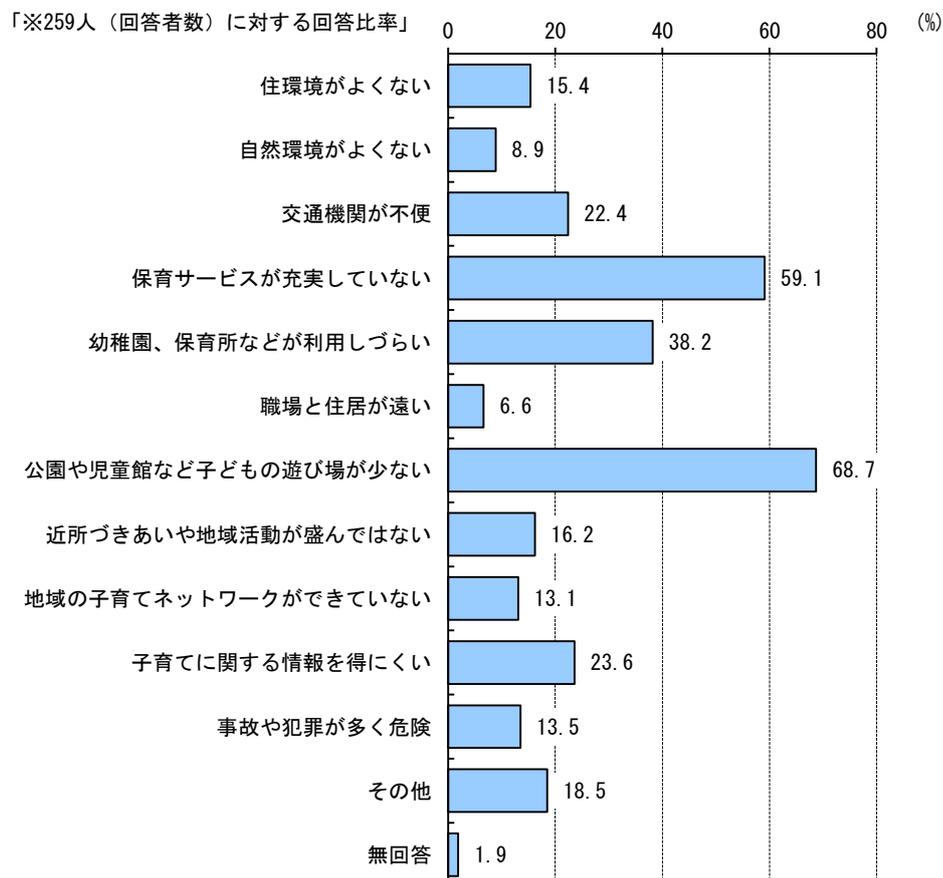
⑩ 観音寺市は子育てしやすいまちだと思うか

観音寺市は子育てしやすいまちだと思うかについては、「どちらともいえない」が 42.9%で最も多く、次いで「子育てしやすいまちだと思う」39.6%、「子育てしやすいまちだと思わない」16.1%となっています。



⑪ 子育てしやすいまちだと思わない理由

子育てしやすいまちだと思わない理由は、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が 68.7%で最も多く、次いで「保育サービスが充実していない」59.1%、「幼稚園、保育所などが利用しづらい」38.2%となっています。



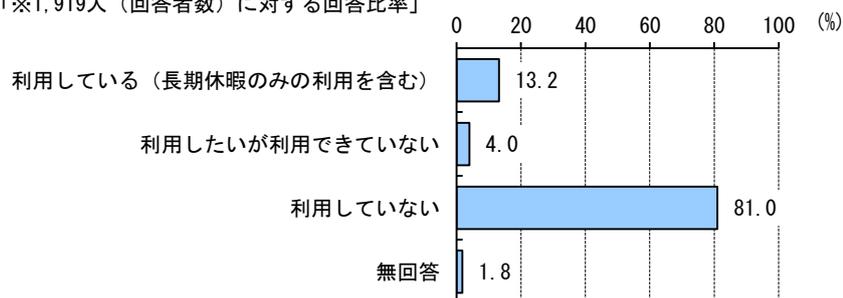
(2)小学生用調査結果

① 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況は、「利用していない」が 81.0%で最も多く、次いで「利用している(長期休暇のみの利用を含む)」13.2%、「利用したいが利用できていない」4.0%となっています。

子どもの学年別にみると、高学年よりも低学年のほうが「利用している(長期休暇のみの利用を含む)」割合が多く、1年生では 26.1%と4人に1人となっています。

「※1,919人(回答者数)に対する回答比率」



		全 体	暇 利 の 用 の み し て 利 用 を 含 む (長 期 休)	て 利 用 し た い が 利 用 で き な い	利 用 し て い な い	無 回 答
全体	上段/全体 下段/%	1,919 100.0	253 13.2	76 4.0	1,555 81.0	35 1.8
学 年	1年生	421 100.0	110 26.1	23 5.5	285 67.7	3 0.7
	2年生	342 100.0	81 23.7	14 4.1	243 71.1	4 1.2
	3年生	316 100.0	50 15.8	11 3.5	251 79.4	4 1.3
	4年生	307 100.0	4 1.3	19 6.2	279 90.9	5 1.6
	5年生	263 100.0	5 1.9	6 2.3	248 94.3	4 1.5
	6年生	250 100.0	2 0.8	2 0.8	239 95.6	7 2.8

② 放課後児童クラブの利用希望、日数

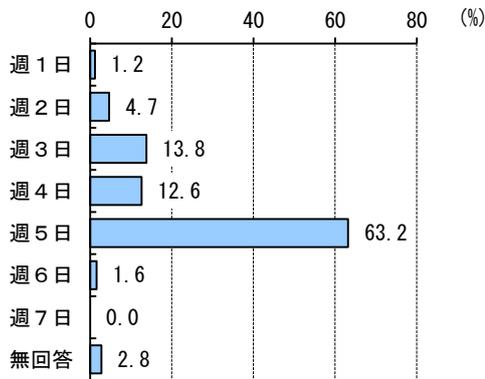
放課後児童クラブの利用日数は、「週5日」が 63.2%で最も多く6割を超え、次いで「週3日」13.8%、「週4日」12.6%となっており、平均は週 4.4 日となっています。

利用時間は、「18時まで」が53.4%で最も多く、次いで「17時まで」39.5%となっており、平均は17.5 時までとなっています。

利用希望学年は、「6年生まで」が 54.2%で最も多く、次いで「3年生まで」27.3%、「4年生まで」11.5%となっています。

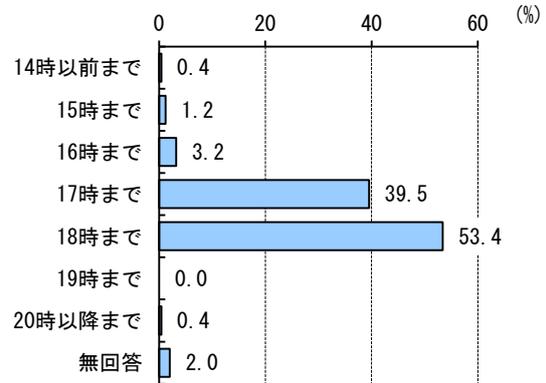
【放課後児童クラブの利用日数】

「※253人（回答者数）に対する回答比率」



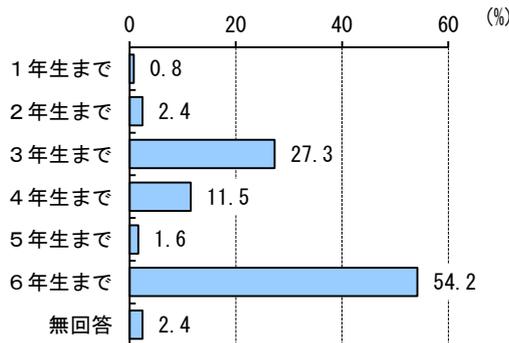
【放課後児童クラブの利用時間】

「※253人（回答者数）に対する回答比率」



【放課後児童クラブの利用希望学年】

「※253人（回答者数）に対する回答比率」

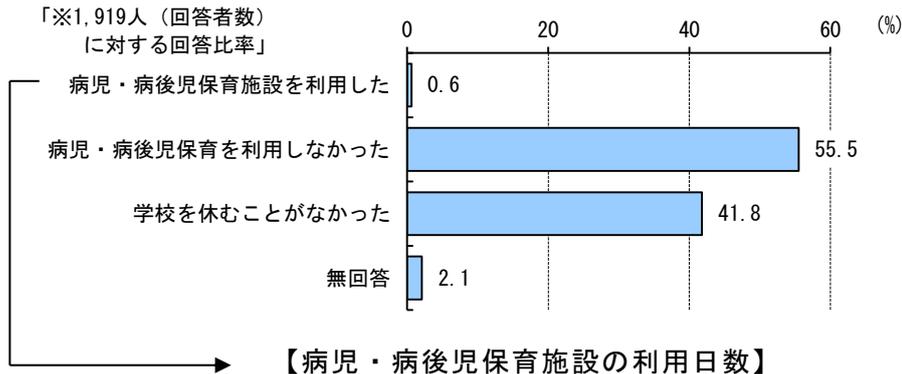


③ 病児・病後児保育施設の利用状況

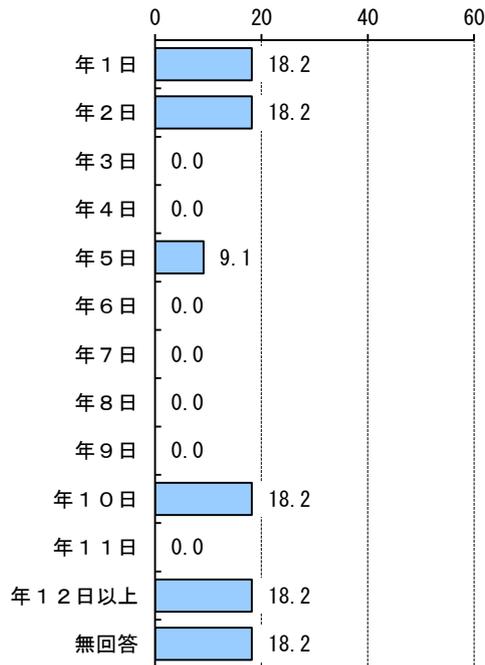
病児・病後児保育施設の利用状況は、「病児・病後児保育を利用しなかった」が55.5%で最も多く、次いで「学校を休むことがなかった」が41.8%で、「病児・病後児保育施設を利用した」は0.6%となっています。

利用日数は、「年1日」と「年2日」が18.2%、「年5日」が9.1%となっており、平均は年8.4日となっています。

【病児・病後児保育施設の利用状況】

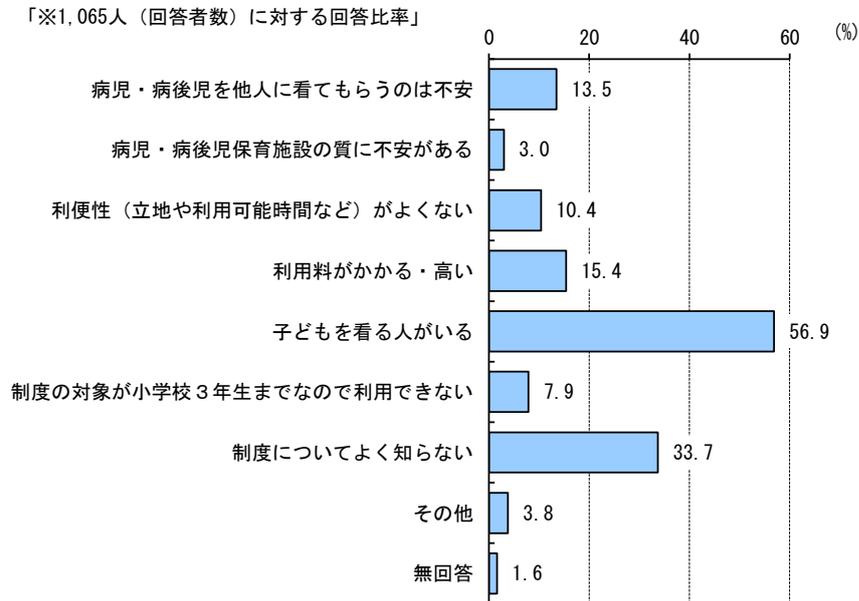


「※11人（回答者数）に対する回答比率」 (%)



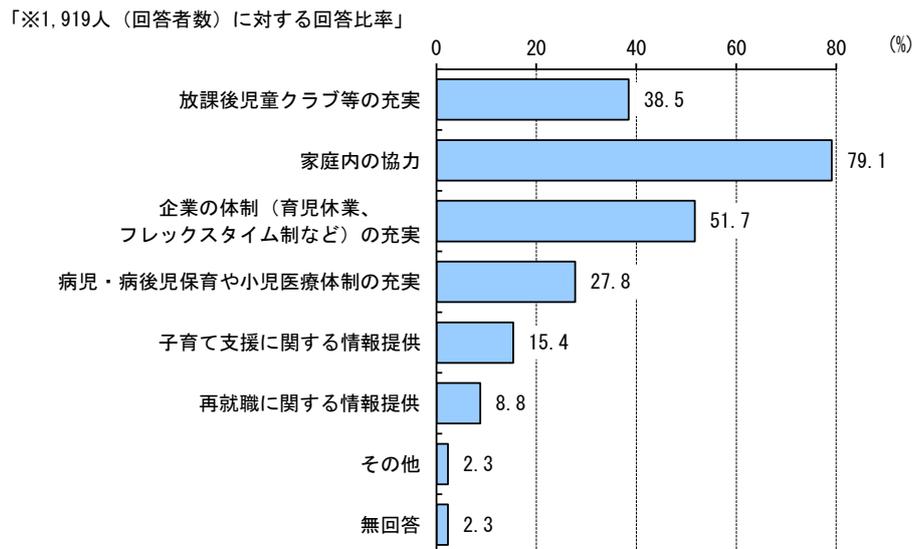
④ 病児・病後児保育施設を利用しなかった理由

病児・病後児保育施設を利用しなかった理由は、「子どもを看る人がいる」が56.9%で最も多く、次いで「制度についてよく知らない」33.7%、「利用料がかかる・高い」15.4%となっている。



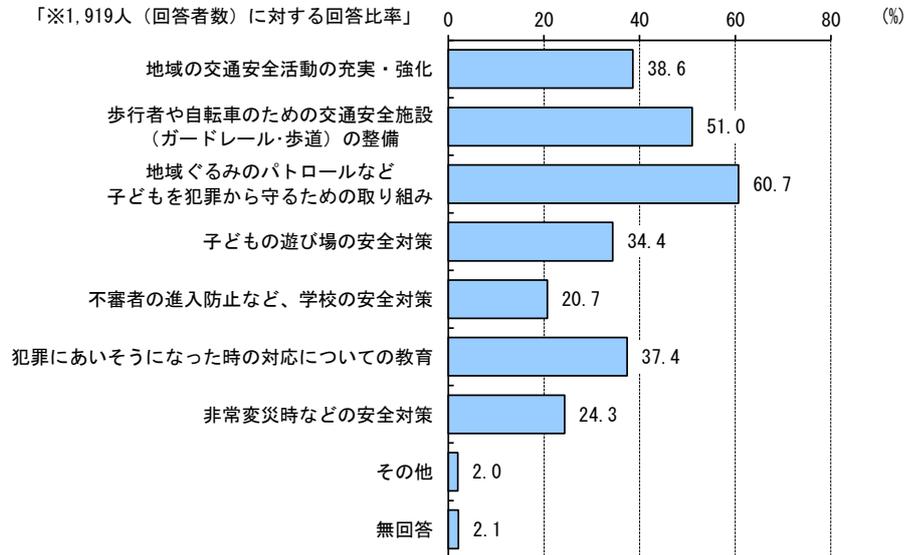
⑤ 子育てをしながら仕事をする上で必要なこと

子育てをしながら仕事をする上で必要なことは、「家庭内の協力」が79.1%で最も多く、次いで「企業の体制（育児休業、フレックスタイム制など）の充実」51.7%、「放課後児童クラブ等の充実」38.5%となっています。



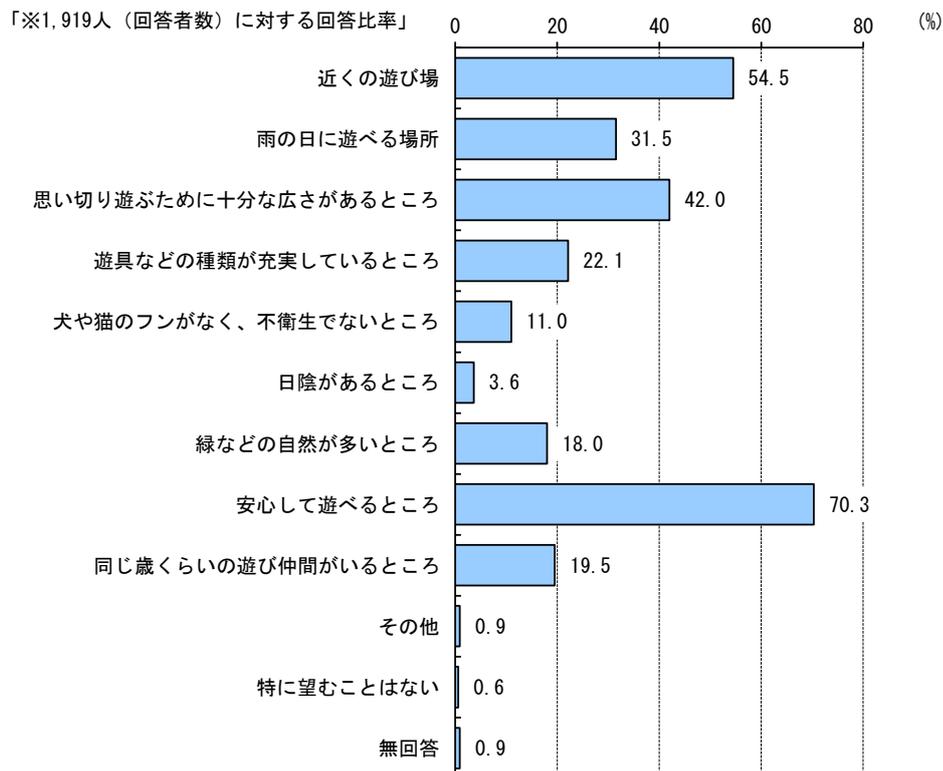
⑥ 子どもの安全を守るために特に重要と思われること

子どもの安全を守るために、特に重要と思われることは、「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み」が60.7%で最も多く、次いで「歩行者や自転車のための交通安全施設(ガードレール・歩道)の整備」51.0%、「地域の交通安全活動の充実・強化」38.6%、「犯罪にあいそうになった時の対応についての教育」37.4%となっています。



⑦ 子どもの遊び場について望ましいと思うこと

子どもの遊び場所について望ましいと思うことは、「安心して遊べる場所」が70.3%で最も多く、次いで「近くの遊び場」54.5%、「思い切り遊ぶために十分な広さがあるところ」42.0%となっている。



4 観音寺市の子ども・子育てに関する課題

子どもと家庭を取り巻く現状やアンケート調査、観音寺市次世代育成支援行動計画(後期計画)における取り組みの評価の分析を行い、観音寺市の子ども・子育てに関する課題について取りまとめを行いました。

(1) 児童数の減少

全国的に少子高齢化が進行している現在、観音寺市においても今後の児童数は減少傾向にあることから、今後の児童数の減少やニーズに対応した体制の構築が必要となっています。

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の維持・確保

平日の定期的な教育・保育事業については、現状では十分にその役割を果たしているといえますが、今後もその体制を維持していくとともに、必要なサービスの質と量を確保していく必要があります。

(3) 放課後児童クラブ等、学童保育の運営体制の充実

小学校低学年での学童保育におけるニーズは高く、特に土曜日や長期休暇時のニーズが高くなっています。今後の高学年等の受け入れを想定した場合、運営体制、運営方法について検討する必要があります。

(4) 子育て環境の充実

子育て環境充実のために必要な支援策としては、子連れでも出かけやすく楽しめる場所の増加や、子育てに関する費用の負担軽減におけるニーズが高くなっています。また、仕事と子育ての両立や子育て支援活動等、施策の充実について検討する必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

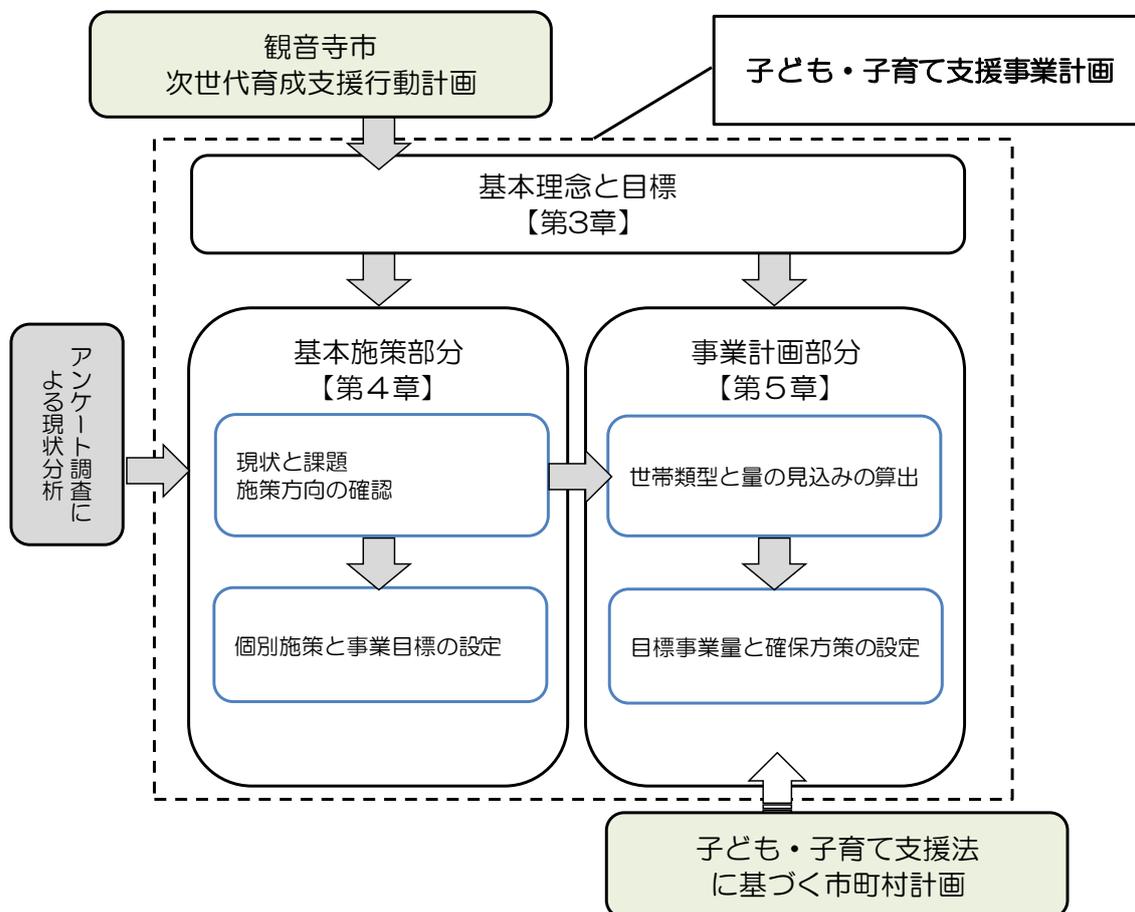
1 計画策定の基本的考え方

これまで観音寺市では、「観音寺市次世代育成支援行動計画」を市における児童福祉全般にわたる基本計画として位置づけ、施策を実施してきましたが、新たな計画年次において、この次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画は、法改正により策定は義務ではなく任意となりました。

そして、今回新たに市町村が策定を義務づけられた「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援新制度」において実施される、幼児期の教育・保育施設やサービス提供体制の見直しと拡充をするために、その必要な量や質の確保を目的とする計画となります。

このたびの「観音寺市子ども・子育て支援事業計画」の策定においては、こうした経緯を踏まえながら、幼児期の施策やサービスについての計画となる「子ども・子育て支援事業計画」としてはもちろん、これに加えて観音寺市の児童福祉における基本計画としての位置づけを求めていくこととしました。

以上の理由により、本計画では、これまでの「観音寺市次世代育成支援行動計画」の内容である「基本施策」を継承しつつ、子ども・子育て支援法に基づく「事業計画」を併記して、一つの計画として定めることとします。



2 計画の基本理念

子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、子どもたちがともにいきいきと健やかに育ち、主体的に考え、行動する「生きる力」を持つことは、親だけでなくすべての市民の願いであると言えます。

結婚して家庭を築くことや、子どもを生み育てることは個人の自由な選択に委ねられることがらであり、また、子育ての第一義的な責任はその保護者にあることは言うまでもありません。しかし、地域や学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、社会全体で子育てを支え、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長していくことができるまちづくりを実現することが重要です。したがって、「観音寺市次世代育成支援行動計画」に引き続き【次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち】を基本理念に掲げ、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるため、家庭のみならず社会全体での取り組みを進めます。

【基本理念】

次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つまち

3 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、市と市民がめざすまちの姿を、①親の視点、②子どもの視点、③地域の視点という3つの視点から設定し、計画の基本目標とします。

- 1 安心とゆとりを持って子どもを生み育てることのできるまちづくり
- 2 すべての子どもが心身ともに健やかに育つことのできるまちづくり
- 3 地域全体で子どもと子育て家庭を支援することのできるまちづくり

4 計画の推進

(1) 計画の推進について

市民一人ひとりが子育てと子育て支援の重要性を理解し、それらの取り組みを実践していただけるよう、広報「かんおんじ」や市ホームページ上で本計画の内容を公表し、市民への周知徹底を図ります。また、子育てにかかわる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたっているため、子育て支援課が中心となり、庁内関係部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

計画の実施にあたっては、保育所、幼稚園、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、民生委員・児童委員、愛育会等との連携はもちろん、自治会など、地域組織とも連携を図りながら、協働の子育て支援に努めます。

さらに、子育ての支援施策については、児童手当をはじめとして国や県の制度にかかわる分野も多いことから、これら国、県の関係機関との連携を図っていきます。

(2) 進行管理について

この計画(Plan)を実効性のあるものにするためには、計画に基づく取り組み(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえた計画の改善(Action)を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画策定の審議にあたった「観音寺市子ども・子育て会議」が今後も毎年度の進捗状況の把握・点検を行い、それに対する意見を関係機関や団体等から得ながら、必要に応じて専門家による支援や意見を取り入れつつ、適時取り組みの見直しを行っていきます。

第4章 子ども・子育ての施策

基本目標1 安心とゆとりを持って子どもを生み育てることのできるまちづくり

1 健康で安全な妊娠と出産のために

(1) 妊娠・出産に関する正しい知識の普及と啓発

【取り組み内容】

妊娠届出時に、妊娠期の体重管理や産前産後のメンタルヘルスについての説明や、市の母子保健サービスの提供、妊娠中の電話相談、面接相談などを実施しています。

また、パパママ教室において、講義や実習を通して妊娠中から育児期における知識の普及・啓発に務めています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
パパママ教室参加者数	97 人	119 人	132 人	180 人

【今後の方向性】

パパママ教室の参加者が増加しており、1 回あたりの申込み者数が定員を上回ることがあるため、開催回数等を検討していきます。

また、パパママ教室をより住民のニーズに応じた内容にするため、アンケート結果を参考にし、教室内容の充実を図ります。

(2) 母子健康手帳交付時からの保健師による支援の充実

【取り組み内容】

母子健康手帳交付時に面接を実施し、すべての妊婦が健康で安全な出産を迎えられるよう支援を行っています。また、平成 21 年度からフォローが必要な妊婦の台帳を作成し、確実にフォローを行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
面接者数	533 人	494 人	545 人	497 人

【今後の方向性】

今後も継続して面接を実施し、フォローが必要な妊婦の把握に努め、支援していきます。

(3) 妊婦健康診査の徹底と訪問指導の充実

【取り組み内容】

妊婦健康診査の国庫補助は、平成 24 年度をもって終了しましたが、平成 25 年度以降も市単独事業として継続し実施しています。また、平成 26 年度からは、観音寺市歯科医師会及び三豊歯科医師会と委託契約を締結し、妊婦歯科健康診査を新たに開始しました。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延受診件数	5,837 件	5,854 件	5,334 件	5,646 件

【今後の方向性】

転入出により、住所変更した妊婦の健康診査受診状況の把握が不十分という課題がありますが、今後も転入出市町村の保健師と連携し、安心して妊娠・出産期を過ごせるよう切れ目ない支援を行います。

(4) 喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進

【取り組み内容】

妊娠届出時にアンケートで把握した喫煙妊婦に対し、喫煙による胎児への影響を説明し、禁煙を促しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
全妊娠届出者に占める喫煙率	5.6%	4.0%	5.3%	5.0%

【今後の方向性】

喫煙妊婦に対する指導は継続して行っていますが、喫煙率は横ばい状態となっているため、より効果的な対策の検討を行い、喫煙率の減少に努めます。

2 家族で協力して子育てをすすめていくために

(1)男女共同参画意識の啓発

【取り組み内容】

依然として「男は仕事、女は家庭」という意識が根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて、性別役割分担意識を変革していく必要があります。そのため、男女が互いに尊重し、協力し合っていくという意識の啓発に取り組んでいます。

【今後の方向性】

観音寺市男女共同参画計画と協調して、あらゆる分野において、男女共同参画社会の形成を促進するための施策を推進していきます。

(2)家庭における父親の役割についての啓発

【取り組み内容】

男性の家事への参画は徐々に浸透しているものの、依然として家事や育児、子育て、しつけや教育の多くを女性にまかせっきりであるという実態があります。家庭で協力して子育てを積極的に進めるためには、社会通念やしきたりを改め、男女平等の機運を盛り上げていく啓発活動や、子育てや家事の分担などについて夫婦間での十分な話し合いが重要です。こうした意識の啓発に努め、男性・女性ともワーク・ライフ・バランスの実現に取り組んでいます。

【今後の方向性】

家庭責任と労働とともに担う意識づくりのための啓発事業の実施、家事や育児、介護等の技術習得のための講座・研修会の開催など、子育てと仕事の両立支援を推進していきます。日常生活を通じて子どもが自然に男女平等の意識を育むことができるような家庭環境づくりに努めます。

(3)三世代の保育参画の促進

【取り組み内容】

核家族化が進む中で、保育所・幼稚園・小学校等でお祭りごっこや餅つきなどの地域ふれあい活動や祖父母参観などの事業を行い、高齢者との世代間交流を行なっています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、高齢者とふれあいを創出するような世代間交流の事業の充実に努めます。

3 育児について気軽に相談し、広く情報を取得するために

(1) 地域子育て支援拠点の整備

【取り組み内容】

本市では地域子育て支援センターが5か所あり、子育て交流の場の提供や子育て親子の情報交換の場となっています。平成 26 年度より、出張ひろばの開設時間を2時間から5時間に拡張しました。

また行事等によっては、希望者全員が参加できない場合もあり、遊び場の拡充等も検討していく必要があります。

【今後の方向性】

今後も引き続き地域子育て支援センターの充実に努めるとともに、子育てボランティア等の育成を行い、支援体制の充実を図ります。

(2) 育児に関する教育機会の充実

【取り組み内容】

地域子育て支援拠点事業では、子育て親子の交流の場である地域子育て支援センターにおいて年に数回講師等を招き、育児の知識や技術の習得の支援を行っています。

【今後の方向性】

地域子育て支援センターについて、今後も引き続き広報等を用いて幅広く市民に周知し、利用促進を図っていきます。

(3) 相談体制の整備・拡充

【取り組み内容】

近年、育児不安を抱える母親はもちろん、子育ての方法がわからないといった母親が増加しています。そのため、育児相談において、その母親個人の悩みに応じた対応を心がけるとともに、子どもの成長・発達を母親とともに見守る等、支援を行っています。

「もぐもぐレッスン」時には、3か月児健診で気になった子どもや母親のフォローを行っています。また、ことばや発達に不安がある子どもに対しては、「ことばの相談」で言語聴覚士による予約制の個別相談を実施しています。さらに、母親の子育て等に対するストレス軽減のため、平成 23 年度から臨床心理士による子ども生活相談を開始し、充実を図っています。

「ことばの相談」の利用希望者の増加により、平成 25 年の中盤には新規の相談者が約4か月待ちとなったことから、平成 26 年度から回数を 12 回増の 62 回とし、西部こどもセンターの臨床心理士による幼児相談の利用の促進も試み、よりタイムリーな相談ができるように努めています。医療機関への紹介も行っていますが、受け皿が少ないこともあり、継続の相談者も多くなっています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、相談事業の充実を図るとともに、広報啓発に努めます。

また、予算や職員の人員数、開催場所の問題からみても現在以上に相談回数を増やすことは困難であるため、相談の形態を見直し、改善を図っていきます。

(4)子育て関連情報提供の充実

【取り組み内容】

広報「かんおんじ」に子育て関連情報を掲載しているほか、「子育て支援情報」「子育て応援情報」を作成し、配布を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、広報「かんおんじ」、市ホームページ、「子育て支援情報」、「子育て応援情報」で子育て関連情報の提供を行ってまいります。

(5)子育てサークル等への活動支援の充実

【取り組み内容】

保護者同士の情報交換や交流を目的として、子育てサークル(母親クラブ)への活動支援を行っています。県の児童環境づくり事業の補助が平成24年度から一般財源化され、それ以降は市の単独事業として実施しています。平成26年度から市内8クラブに対して助成を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、実施地区での活動支援を促進していきます。

(6)地域の子育てグループ活動への支援

【取り組み内容】

地域の子育てグループは、NPO法人の子育てグループがあり、子育て支援の活動を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、子育てグループに対して情報提供等の活動支援を行ってまいります。

(7)保護者同士の交流の場の拡充

【取り組み内容】

家庭で子育てしている保護者が社会から孤立したり、ストレスを感じたりしないようするため、保育所において夕涼み会等地域と交流の場を設け、家庭で子育てしている保護者とのふれあいの場を提供しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、交流の場を拡充し、まだ参加されていない方への周知に努めます。

(8)不妊相談の充実

【取り組み内容】

相談には随時対応し、特定不妊治療に対する助成事業の紹介を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、相談しやすい不妊相談の充実に努めます。

4 安心して子どもを預けられ、仕事と子育てを両立するために

(1) 保護者ニーズに応じた保育サービスの充実

【取り組み内容】

乳児保育は公立保育所3か所、私立保育所6か所で実施しています。延長保育は2か所、休日保育は実施しておらず一時預かりを私立保育所で実施しています。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
乳児保育実施個所数	8か所	8か所	8か所	9か所
延長保育実施個所数	1か所	1か所	1か所	2か所
一時預かり実施個所数	5か所	5か所	5か所	5か所

【今後の方向性】

延長保育、一時預かりについては利用者数を見ながら予算の範囲内で、ニーズに対応していきます。

(2) 保育体制の充実

【取り組み内容】

平成 26 年度から東保育所と西保育所を統合し、観音寺保育所となり、また観音寺幼稚園、高室幼稚園及び常磐幼稚園を統合し、観音寺幼稚園となり運営しています。

幼稚園・保育所は隣接しており、園庭とプールを共有し同じ給食を提供していますが、運営については、別々に実施しています。

【今後の方向性】

今後は、幼稚園と保育所の存続のあり方についての検討を行っていきます。

(3) 子どもの視点に立った保育所運営

【取り組み内容】

保育所は、養護と教育が一体となって行われ、香川県や保育士会が実施する研修会で専門性の向上に努め、子育て支援の充実を図っています。また、給食関係職員は食育研修会として県、保健所、市の研修に参加し、安心かつ質の高い給食の向上に努めています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、一人ひとりの子どもの視点に立った保育所運営に努めます。

(4) 安心して快適な保育施設の整備

【取り組み内容】

平成 26 年度から東保育所と西保育所を統合し、観音寺保育所となり、また観音寺幼稚園、高室幼稚園及び常磐幼稚園を統合し、観音寺幼稚園となり運営しています。

【今後の方向性】

順次施設の改修を行うと同時に、今後の公立幼稚園及び公立保育所のあり方について検討していきます。

(5) 行政主催のイベント等における託児コーナー設置

【取り組み内容】

行事の際の託児については、「託児ボランティアの会」が活動を行っていますが、イベント等への託児コーナー設置は十分ではありません。

【今後の方向性】

今後も引き続き、イベント等における託児コーナーの設置に努めます。

(6) 放課後児童対策の推進

【取り組み内容】

保護者のニーズに応じるため、平成 22 年度から放課後児童クラブの実施施設数を5か所から6か所に増加し、平成 25 年度からさらに1か所増加し7か所にて実施しており、障がい児の受け入れも行っていきます。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実績	201 人 (6か所)	210 人 (6か所)	210 人 (6か所)	244 人 (7か所)

【今後の方向性】

利用者数は増加傾向にあるため、放課後児童指導員の確保に努めていきます。

(7) 預かり保育の推進

【取り組み内容】

本市では幼稚園6園のうち、大野原幼稚園と豊浜幼稚園の2園で預かり保育を実施しています。

【今後の方向性】

今後も2園以外での預かり保育の実施は考えておらず、現状のまま事業を継続していきます。

(8)ファミリー・サポート・センターの整備

【取り組み内容】

観音寺市社会福祉協議会へ委託し、平成 26 年度からファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

【今後の方向性】

今後もファミリー・サポート・センターの周知に努め、子育ての援助を行いたい人(まかせて会員)と援助を受けたい人(おねがい会員)の確保を図ります。

(9)仕事と育児のしやすい職場環境づくりの促進

【取り組み内容】

事業所に対して、子育てを支援する労働環境の整備や妊娠・出産への配慮、短時間勤務など多様な就業形態の導入について周知、啓発を行っています。

【今後の方向性】

行動計画の策定や周知など、次世代育成支援対策推進法による事業主の責務を周知します。

また、関係機関等と連携し、事業主や職場の従業員に対して、子育て支援の重要性について啓発を行い、子育て家庭に対する事業主の理解と協力を求めていくとともに、仕事と育児を両立できる雇用環境づくりに努めます。

(10)育児休業制度の導入と利用の促進

【取り組み内容】

事業所に対して、育児休業制度の実施や取得しやすい労働環境の整備などの周知、啓発を行っています。

【今後の方向性】

育児・介護雇用安定等助成金(中小企業子育て支援助成金)制度等について関係機関とともに啓発、指導に努め、育児休業制度の実施や取得しやすい労働環境づくりを促進していきます。

(11)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組み

【取り組み内容】

仕事と家事・育児の適切な両立のため、多様な働き方や父親の子育て参画など、事業所の協力を求めていくとともに、子育て中の男女に対して、固定的な役割分担意識の解消を図っています。

【今後の方向性】

観音寺市男女共同参画計画に基づき、職員研修や各種イベント等、あらゆる機会を活用して仕事と家事の調和と家事・育児の適切な分担について、意識の啓発に努めていきます。

(12) 職場復帰や再就職に向けた支援の充実

【取り組み内容】

職業講習等支援事業の情報提供や、国の実施する資格取得に向けた教育訓練給付金制度の利用促進等について、広報「かんおんじ」において、周知に努めています。

【今後の方向性】

今後も引き続き広報「かんおんじ」において、各種制度の周知に努めていくとともに、あらゆる情報伝達手段を利用して、さらなる周知、広報に努めていきます。

5 子育てにともなう経済的負担の軽減のために

(1) 子ども医療費の助成

【取り組み内容】

平成 22 年度から、対象年齢を 15 歳に達した年度末までの医療費の一部負担金等を助成し、医療費の無料化を実施しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き医療費の一部負担金等について助成し、経済的負担軽減や子ども医療の充実に努めていきます。

(2) 児童手当の支給

【取り組み内容】

平成 24 年度から児童手当となり、3歳未満1万5千円、3歳以上小学校終了前まで1万円(第3子以降は1万5千円)、小学校終了後中学校終了前1万円(所得制限限度額以上の場合は5千円)を支給しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、児童手当法に基づき支給していきます。

(3) 子育て支援サービスの利用促進

【取り組み内容】

子育て支援サービスの利用を促進するため、広報「かんおんじ」に各種事業を掲載したり、市ホームページ等での周知を行ったりするなど情報提供に努めています。

また、こんにちは赤ちゃん事業で生後4か月までの乳児家庭を訪問する際、「子育て支援情報」等を配布し周知を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き情報提供に努めていくとともに、情報の周知方法について検討し、子育て支援制度の利用促進を図ります。

(4) 不妊治療にかかる助成の周知

【取り組み内容】

不妊治療等に関する相談には随時対応を行っています。

また、特定不妊治療の市助成事業紹介するリーフレットや、ポスターを掲示するなど、助成の周知を行っています。

【今後の方向性】

平成 28 年度から、県の助成事業の見直しが行われる予定となっていますが、本市においては現制度を継続していきます。

(5) 保育所保育料・幼稚園保育料の減免

【取り組み内容】

平成 26 年度から就学前の子どもが2人以上いる世帯において、就学前の最年長児が保育所、幼稚園、認可外保育施設、認定こども園等で保育や教育を受けている場合に就学前の第2子以降の子どもの保育料を無料化し、経済的負担の軽減を図っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすいまちをめざします。

(6) 支援の必要な家庭への経済的負担の軽減

【取り組み内容】

児童扶養手当の支給、母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業、母子父子寡婦福祉資金の貸付、ひとり親家庭等医療費助成事業、特別児童扶養手当の支給制度について、「広報かんおんじ」や市ホームページに掲載する等、情報提供に努めています。

また、※母子・父子自立支援員に相談があった際に、自立に向けて必要な制度を紹介しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き情報提供に努めていくとともに、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に努めるため、きめ細やかな対応をし、制度の周知を行っていきます。

(7) 小児慢性特定疾患の児童に対する支援

【取り組み内容】

いまだ治療方法が確立していない慢性特定疾患の児童に対し、国においては治療方法の研究に、県においてはその疾患の認定に、市においてはその日常生活用具の給付の業務を担当し、対象児童とその家庭の福祉に努めています。

平成 24 年度に1名の利用者がありました。

【今後の方向性】

今後も引き続き、小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付等についての周知に努めていきます。

【※母子父子自立支援員とは】

ひとり親家庭(母子、父子家庭)、寡婦の方の就業や生活全般に関する相談指導・援助を行う職員です。

基本目標2 すべての子どもが心身ともに健やかに育つことのできるまちづくり

1 子どもの病気や事故を予防し、心身の異常にきちんと対応するために

(1) 親と子に対する保健事業への参加促進

【取り組み内容】

母子健康手帳交付時や赤ちゃん訪問時、乳幼児健診時等において、市の母子保健サービスの情報提供を行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
母子健康手帳交付時面接者数	533 件	494 件	545 件	497 件
赤ちゃん訪問実施数	434 件	493 件	421 件	490 件
乳幼児健診実施回数	71 回	70 回	70 回	72 回

【今後の方向性】

今後も引き続き、適切な時期に母子保健サービス情報を周知するとともに、内容の充実を図り満足度を高め、一層の保健事業への参加を促していきます。

(2) 親と子に対する相談事業の充実

【取り組み内容】

育児相談にて、保健師が支援の必要な子どもとその家族と一緒に子育てについて考え、乳幼児健診後の育児相談の実施や、発達の支援が必要な子どもに対して、関係機関を紹介するなど、支援を行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
育児相談延利用者数	251 名	148 名	200 名	241 名

【今後の方向性】

今後も引き続き、赤ちゃん訪問時や乳幼児健診時に育児相談の周知を行って行きます。

(3) 疾病や障がいの早期発見・治療・療育の推進

【取り組み内容】

乳幼児健診、相談、個別相談等により、個別の支援が必要な子どもと保護者に対して、育児相談やことばの相談、こども生活相談、たんぽぽサークルの実施等、支援を行っています。

【今後の方向性】

平成 27 年度から、1歳6か月児健診でのM-CHAT(乳幼児自閉症チェックリスト)の導入を検討しています。

今後も引き続き、疾病や障がいの早期発見に努めていきます。

また、子どもが育っていく過程での保護者の育児における“困り感”の把握に努め、お互いに問題を共有するとともに、対応法について一緒に考えていきます。

(4) 歯科保健の充実

【取り組み内容】

平成 26 年度から、妊娠届出時に妊婦歯科健診受診票を交付し、観音寺市歯科医師会及び三豊歯科医師会に委託し歯科健診を実施しています。

また、妊娠届出時に受診勧奨するとともに、歯科保健に関する情報提供を実施しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、妊婦歯科健診受診率の向上に努めていきます。

(5) 小児救急医療体制の周知・啓発

【取り組み内容】

妊娠届出時(母子保健ガイドブック)、赤ちゃん訪問時(子育て応援情報)、乳幼児健診時(リーフレット)等の機会に、小児救急医療体制の周知、啓発を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、小児救急医療体制の周知、啓発に努めていきます。

(6) 予防接種の推進

【取り組み内容】

平成 26 年 10 月から、水痘ワクチンの定期接種が開始され、公費で接種できるワクチンの種類が増加しています。

保育所・幼稚園に対して、毎年園長・所長会で予防接種制度の変更点等の説明を行っています。小学校には、就学時健診の機会に麻しん風しん混合 (MR) 2 期等の予防接種率の向上をめざして、未接種の保護者への接種勧奨を行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
水痘接種者	331 名	325 名	402 名	403 名
MR2 期接種率	94.2%	93.0%	95.5%	96.1%

【今後の方向性】

定期接種は、ワクチンの種類の増加や、接種回数の変更等、保護者にとって年々複雑になってきています。未接種者に対して、その都度接種勧奨を行っています。接種率が伸びない状況にあります。

今後引き続き、乳幼児健診等の機会を活用して、保護者へ予防接種の必要性や接種のタイミングなどをわかりやすく説明していきます。

(7) 健康診査後の指導体制の充実

【取り組み内容】

育児相談を乳幼児健診後のフォローの場として紹介しており、保健師による成長・発達等の相談、栄養士による栄養相談、助産師による母乳相談を実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
育児相談における乳幼児健診事後フォロー件数	34 件	44 件	51 件	65 件

【今後の方向性】

今後も継続して、育児相談を乳幼児健診の事後フォローの場として活用し、指導体制の充実を図っていきます。

(8) 両親がともに参加できる教室の開催

【取り組み内容】

パパママ教室の開催により両親がともに育児ができるように、父親としての自覚や意識づけを促しています。また、子育てのイメージづくりの場としています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、参加者の増加を目標に、教室内容等の検討を行っていきます。

(9) 訪問指導の推進

【取り組み内容】

こんにちは赤ちゃん事業の対象者については、全戸訪問を行い、子育て支援に関する情報提供や育児等に関する悩み相談等を行っています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	438 件	508 件	412 件	487 件

【今後の方向性】

今後も引き続き、訪問指導を推進していくとともに、訪問した際に支援が必要な家庭に対して、必要なサービスを提供して行きます。

(10) 食育の推進

【取り組み内容】

子どもの時期は食に対する考え方を形成する大切な時期であり、この時期に適切な食習慣を身につけなければなりません。

このため、幼児健康診査の時に生活習慣の確認と指導を行っています。また、食生活改善推進協議会と連携して、市内保育所、幼稚園を対象に野菜の摂取量を増やす取り組みを行ったり、家庭での野菜摂取量を増やすよう資料を配布したりしています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、関係各課、関係者と連携を取りながら子どもたちの食習慣を見守る体制づくりに努めます。

(11) 栄養指導の充実

【取り組み内容】

小学4年生を対象に血液検査等による小児生活習慣病予防検診を実施しており、希望者に対しては懇談時に栄養相談も行っています。

また幼児健診の時に生活習慣の確認を行うほか、食生活について支援の必要な子どもに対して栄養相談を行い保護者の理解を促しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、幼児健診や小児生活習慣病予防検診を行い、栄養相談を実施していきます。また各関係機関と連携し、情報提供できる体制の充実に図ります。

(12) 幼児期からの生活習慣病の予防

【取り組み内容】

幼児健康診査時に小児生活習慣の確認を行い、生活習慣改善の必要のある子どもの保護者に優先的に栄養相談を行っています。

また、標準領域を超えている児童の保護者には小児生活習慣病の情報提供を行い、さらに、3歳児健康診査終了後、肥満度分析において肥満度 25%を超えている子どもについては、各幼稚園、保育所の先生方と協力して気をつけるよう情報の共有を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、肥満度分析の充実に図っていくとともに、対象児のその後について幼稚園、保育所の先生方と一層の連携を強め、保護者に注意を促していきます。

(13) 事故防止に関する啓発の推進

【取り組み内容】

妊婦や未就学児とその保護者に対し、乳幼児健診や離乳食教室(もぐもぐレッスン)にて子どもの発達に合わせた事故予防についての健康教育や情報提供を行っています

【今後の方向性】

今後も引き続き、事故防止に関する意識づけや情報提供の充実に努めます。

2 子どもが学校で楽しく学ぶために

(1)教育内容の充実

【取り組み内容】

学校において、子どもたち一人ひとりの個性を大切にしながら、確かな学力と豊かな心を育むための教育活動の充実に努め、全国学力・学習状況調査や香川県学習状況調査の活用により、教育活動の見直しや改善を図っています。

「香川型指導体制」として、小・中学校では、学校が実情に応じて指導形態を工夫して実施する「少人数指導」や、小学1年生から4年生及び中学1年生においても35人以下学級を実施する「少人数学級編成」等が導入されています。

【今後の方向性】

今後は、学校図書の実践に継続的に取り組み、読書環境の整備に努めていきます。

(2)地域に信頼される学校づくりの推進

【取り組み内容】

学校だより等を地域の主な施設に掲示し、多くの方々に学校運営について理解を得ています。

また、学校評議員に学校運営についての、率直な意見をいただいています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、保護者や地域の方々から学校運営に関する意見を聞き、教育に反映させるとともに、自己評価の実施や情報公開を充実させ、保護者や地域の方々への説明に努めていきます。

(3)社会体験的な学習機会の充実

【取り組み内容】

児童生徒が自ら学ぼうとする意欲や自ら考え判断し行動する力、個性を生かし自らの能力を伸ばす力といった「生きる力」の育成をめざし、小学校では「総合的な学習の時間」を中心に教科を横断した調べ学習が行われています。

また中学校でも、中学2年の「総合的な学習の時間」に職場体験学習が行われており、生徒たちは、社会人や勤労者としての責任の重さや、人と人とのコミュニケーションの大切さについて学び、自己の職業観を確立させています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、国際理解、情報、環境、福祉・健康等の今日的課題については、体験的な学習の機会を拡充するなど、総合的な学習の時間の充実により、「生きる力」の育成を図ります。

また、学校、家庭、地域、事業所と行政機関の連携・協力のもとに、中学生を対象に職場体験学習を行い、生徒の「生きる力」を育むとともに、家庭と地域の教育力向上を図ります。

(4) 学校図書館の充実と活用の促進

【取り組み内容】

学校図書館用図書の充実を図るため、学校規模・生徒数を基礎として各学校に予算配分し、計画的な図書の購入を進めています。また、学校での学習活動や読み聞かせボランティア活動などで、児童・生徒の読書に対する関心度も向上しています。

本市では、子ども読書フェスティバルを毎年開催し、研究指定園・校(読書)を3校指定し、読書活動の質の向上に努めています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、読書習慣の形成をめざすとともに、学校図書館等の積極的な活用を促し、読書活動の質・量の充実を図ります。また、学校図書館の整備や充実に加え、授業や学習支援による児童生徒の学力向上に向けて、すべての学校へ学校図書館司書を配置することについても検討しています。

(5) 児童会や生徒会活動の充実

【取り組み内容】

各学校では、児童会・生徒会活動を活性化させ、児童・生徒の自立心や自尊心を高めるため、各学校行事の企画・準備・運営に児童会・生徒会役員や各種委員会の委員の活発的な活動を促すほか、行事の前後の学級活動や道徳の時間を利用した体験的な活動を支える学習を促しています。

また、三観地区の中学校の生徒会役員は、毎年夏に三観中研特別活動部会が主催する交流会に参加し、各校の情報交換を行っています。

【今後の方向性】

児童・生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的かつ実践的な態度を育成するため、全小学校、中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。

(6) 幼児教育の充実

【取り組み内容】

保育所・幼稚園ごとに「研修テーマ」を掲げ、「観音寺子どもすくすくプラン」を基に計画的に進められています。観音寺幼稚園においては、保育所と幼稚園が一緒に避難訓練を行うなど、交流が図られています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、「観音寺子どもすくすくプラン」を基に、各園で実践しながら検証を行って行きます。保育所と幼稚園の幼児同士と職員同士の交流が計画的に進められるよう努めます。

(7) 学校施設整備の推進

【取り組み内容】

児童・生徒の健康と安全確保を第一に考え、教育施設の耐震化事業や施設の大規模改造事業を実施しています。

また、中部中学校の全面改築工事や観音寺小学校及び観音寺幼稚園、観音寺保育所の建設工事は完了しています。さらに、保育所、幼稚園、小・中学校の空調施設も整備を終えています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、老朽施設の改修等を優先度の高いものから計画的に整備を進め、統合を行う大野原小学校の校舎増築事業や大規模改造事業、高室小学校の大規模改造事業を計画的に実施します。

(8) 教職員に対する研修の充実

【取り組み内容】

市教育センターと連携を図りながら、人権・同和教育や情報教育の研修を計画的に進めています。

【今後の方向性】

近年、新規採用者が増えてきており、若い教職員を対象とした充実した研修を行い指導力の育成に努めます。

(9) 相談事業の充実

【取り組み内容】

学校におけるいじめ、不登校などの問題が増加しているため、少年育成センターの少年相談員との連携を図りながらスクールカウンセラーを活用し、児童・生徒や保護者に対し相談活動を実施するなど、不登校の未然防止と早期発見・早期対応に努めています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、いじめや不登校などに対する相談支援体制の充実を図り、生徒の心の安定と問題行動の防止・解決をめざします。

3 自らの心身の健康を維持・増進し、健やかに思春期を送るために

(1) 性感染症に関する情報提供と予防の啓発

【取り組み内容】

HIVなど性感染症の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発については各校で計画的に進めており、知的理解が進んでいます。

【今後の方向性】

養護教諭の兼職発令等についても活用し、今後も継続的に情報提供と予防の啓発に努めます。

(2) 乳幼児ふれあい体験の充実

【取り組み内容】

次代の親を育てる視点から、乳幼児や育児に対する関心を喚起するため、学校教育における乳幼児とふれあう体験学習を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、対象学年や実施回数など、職場体験や性教育とも関連して充実を図ります。

(3) 教育相談機能等の充実

【取り組み内容】

発達段階に応じた指導のあり方や子育てについての悩みの教育相談に応じています。

教育センターにて臨床心理士による相談（相談日 月3回 半日）や教育センター相談員が発達障がい、不登校や子育てに関する相談業務を行っています。

【今後の方向性】

発達障がい児の相談終了が困難である等の課題もあることから、各種相談機関と情報交換や連携を図りながら対応できる体制づくりに努めます。

(4) 思春期における相談の充実

【取り組み内容】

生徒の相談は、友達とのコミュニケーション不足やトラブル等による疎外感等が主であり、担任教諭や養護教諭が相談に応じています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持った担当者の確保を図るとともに、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、保健所、医療機関との連携強化に努めます。

(5)性教育等の充実

【取り組み内容】

中学校・高等学校で、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させ、自己の性に対する認識をより確かにさせるとともに、望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、発達段階に応じた性教育を各校で進めており、知的理解が進んでいます。

【今後の方向性】

学校訪問の際の保健室経営等を注視しながら、今後も性教育を継続的に進めていきます。

(6)飲酒や喫煙、薬物が健康に及ぼす害に関する啓発

【取り組み内容】

未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用を防止するため、それらの健康への影響について正しい情報提供と啓発を小学校高学年、中学生を対象に観音寺警察署生活安全課等関係機関との連携のもとに授業等において実施しています。

【今後の方向性】

未成年者の喫煙・飲酒事案については、特に中学生においてみられる状況にありますが、今後も0になることをめざして取り組んでいきます。

(7)健康診査・体力測定の実施

【取り組み内容】

学校保健安全法に基づき定期の児童・生徒の健康診査を、校医が実施しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、子ども自ら、自己の身体や健康の状態を把握・確認しながら健康管理ができるよう、健康診査や体力測定の実施を図っていきます。

(8)食に関する生涯学習の場の提供

【取り組み内容】

思春期の健康管理と将来の生活習慣病予防などの基盤となる「食」の重要性について学び、考える場として、食育講演会の開催や学校給食に地場産物を活用しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、成長の段階に応じて「食」の重要性が学べるよう、計画的な食育の進め方について検討を行っていきます。

4 障がいのある子どもを支援するために

(1)障がいのある子どもに対する理解の促進

【取り組み内容】

人権擁護に関する作品(作文・習字・ポスター)を児童・生徒から募集し、人権擁護啓発活動に活用しています。

障がい児の保護者に「ひだまりサロン」等、交流の場や各種行事への参加を呼びかけ、交流を深めています。

保育士研修会、幼稚園教育研修会、教育センターでの研修会などにおいて、特別支援教育の指導者を招いて研修を実施しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、幼児や児童・生徒の発達段階に応じた内容で、だれに対しても差別や偏見を持たないように啓発活動の充実を図ります。

(2)特別支援教育の充実

【取り組み内容】

公立幼稚園、小学校、中学校においては、特別支援教育コーディネーターとして指名を受けた教諭を中心に、すべての教職員が連携し障がいのある児童生徒の指導や教育支援の充実を図っています。

また、特別支援学級担任に対しては、よりよい支援や保護者・他機関との連携の在り方に関する研修を実施しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、各校での特別支援教育の充実を図るとともに、関係機関との連携の充実を図ります。

(3)交流教育等の推進

【取り組み内容】

幼稚園、小学校、中学校での社会福祉施設への訪問や職場体験などを実施しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う資質を育てるため、特別支援学級や社会福祉施設での体験学習や交流学习を推進します。

(4)療育体制の整備・充実

【取り組み内容】

平成 24 年3月末まで障害者自立支援法に基づく児童デイサービスが位置づけられていましたが、平成 24 年度からは児童福祉法に基づき、学齢児を対象とした放課後等デイサービスや障がいがあっても保育所などの利用ができる保育所等訪問支援が創設されました。また、県においては障害児等療育支援として音楽療法や「そらまめ教室」等の事業を行っています。

サービスの利用にあたり指定障害児相談支援所による障害児支援利用計画の作成が義務づけられたことなどにより、サービスが利用しやすい体制となっています。

また、重症心身障がい児通園事業については「児童発達支援」として法定化されています。

【今後の方向性】

児童福祉法と障害者総合支援法の改正によりサービスの利用がしやすい体制となりつつあるものの、制度の周知不足やサービスを提供する事業所などの地域資源が不足しているという課題もあることから今後はさらに教育、福祉、保健の各部門が連携を密にし、障がいの早期発見・早期治療に努め、各関係機関と情報を共有し、療育体制を整備していきます。

(5)教育相談・就学指導体制の充実

【取り組み内容】

三観地区就学指導委員会を推進母体として、特別支援児童・生徒への就学指導が適切な判断のもとに個々の状態に応じた教育環境の中で実施されています。

【今後の方向性】

対象児童・生徒の増加に伴い、就学指導員の拡充に努めるとともに、指導員を対象とした研修を実施し、今後も児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導体制の充実に努めていきます。

(6)障がい児保育の充実

【取り組み内容】

障がい児には加配職員を配置し、保護者や関係機関との連携を密にもちながら、一人ひとりのケースに応じた保育にあたっています。

また、障がい児をとりまく友だちとの育ち合いも大切に保育しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、障がい児保育にかかわるすべての職員が意識を共有し、担任と支援員との連携、全教職員のかかわりなどを推進していくとともに、障がい児にかかわる職員の知識や指導力向上に努めます。

(7)放課後児童クラブの障がいのある子どもの受け入れ体制の整備

【取り組み内容】

放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもの受け入れを行っています。

【今後の方向性】

障がいのある子どもの適切な保育や育成を図るための保育体制の充実を図ります。

(8)障がいのある子どもとその家族に対する支援の充実

【取り組み内容】

障がい福祉サービスの利用や地域生活支援事業により、家族の負担軽減を図っています。

また、夏季休暇中に観音寺市、三豊市の発達障がい児を対象にそれぞれの社会福祉協議会へ委託し、20日間預かる「長期休暇中の預かり事業」行うなど、支援の充実を図っています。

【今後の方向性】

障がい福祉サービスは家族等からの利用の希望はあるが、地域資源(施設の受け入れ体制など)が不足しているため、利用したくてもできないという課題もあることから、今後も引き続き障がいのある子どもとその家族に対する支援の充実に努めていきます。

(9)特別な支援を要する子どもへの支援体制の充実

【取り組み内容】

特別な支援を要する子どもに対する取り組みとして、臨床心理士等による巡回相談を実施し、支援する先生への発達障がい児への対応方法、医療機関への連携と家族への支援を行っています。

【今後の方向性】

社会福祉課、子育て支援課、健康増進課、学校教育課が連携し、平成26年12月に観音寺市発達障害等支援連携会議を設立しました。自治体の責務として発達障がい児の早期発見・早期支援を行う体制の整備と幼児期から成人期におけるライフステージにあった支援体制(0歳児から青年期に至るまで一貫した支援と情報管理)の構築を図る必要があるため、発達障がいを中心として、何らかの支援が必要な子どもを早期に発見し、療育し、小中学校へ円滑につなげ、さらに社会的な自立に向けていくため、教育・保健・福祉・医療等が一体となり、できるだけ早い段階から計画的かつ一貫性のある支援で本人や家族の抱えている困難に対処していけるよう協力体制を整えるとともに、関係機関と連携し、地域の子どもたちをみんなで支えていく体制づくりに努め、教職員の研修を充実していきます。

5 子どもの人権擁護や児童虐待を防止するために

(1) 児童虐待防止等に向けた体制の充実

【取り組み内容】

要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を実施しています。

家庭児童相談室では、相談員が児童相談業務に対応し、虐待事例に応じて西部子ども相談センターと連携し対応しています。

また、こんにちは赤ちゃん事業では、保健師・助産師が訪問し、虐待の早期発見に努めています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
児童相談対応件数	91 件	97 件	134 件	144 件

【今後の方向性】

今後も引き続き、児童虐待に対して要保護児童対策地域協議会を通じ関係機関が連携し対応していきます。さらに家庭児童相談室の人材育成や人材確保に努めていきます。

(2) 不登校児童・生徒などへの対応の充実

【取り組み内容】

平成 25 年度は 18 名の児童・生徒が教育支援教室に入級し、数名が学校復帰を果たすことができています。また、学校復帰はできなくても、支援教室を居場所にしたり、通級することにより、規則正しい生活ができる児童・生徒が増えるように支援を行っています。

また、毎月の学校連絡会や保護者カウンセリングなどを通して保護者支援を行っています。

【今後の方向性】

毎年、適切な数の入級者(10～15 名)と日常の通級者(5～7名)を確保するため、学校との連携をより一層の充実を図っていきます。

また、カウンセリング希望者や親の会への参加者増加に努めていきます。

(3) いじめの防止

【取り組み内容】

市内すべての小中学校において「いじめ防止基本方針」の策定と、「いじめ防止に関する組織」の設置を行い、いじめの防止に努めています。また「いじめ防止対策推進法」に努力義務として示されている「いじめ防止基本方針」については、「観音寺市子どものいじめ防止条例」を制定し、組織を設置し、策定に向けた取り組みを進めています。

【今後の方向性】

今後は各校における基本方針や組織等の詳細を把握し、指導助言に努めていくとともに、市のいじめ防止対策基本方針の策定と、いじめ防止対策に関する組織の設置に努めていきます。

(4)教育機関における情報と支援の連携強化

【取り組み内容】

児童虐待事案(疑いも含む)が発生した場合には、子育て支援課等と連携し、ケース会議等を開催して、情報の共有と対策の共通理解を図っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、幼稚園、小学校、中学校が、いじめや児童虐待に関する情報の共有を図り、子どもの保護や支援について適切な対応が行えるよう、連携の強化に努めていきます。

(5)児童の権利に関する条約の普及促進

【取り組み内容】

児童虐待、家庭内暴力、いじめや体罰等、子どもの人権侵害問題については、児童虐待をテーマとした人権講演会の開催、街頭啓発や各種イベント時にパンフレットを活用した啓発、広報「かんおんじ」や市ホームページを利用した啓発活動に取り組んでいます。

【今後の方向性】

今後は、児童の権利に関する条約の啓発について、効果が得られるものの検討を行っていきます。

(6)人権への理解を深めるための保育の充実

【取り組み内容】

人権を尊重する保育を推進するとともに、地域との交流や保育内容の充実に努めています。
地域の児童が多く通う保育所には、家庭支援推進保育士を配置し、人権保育を推進しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、地域との交流や保育内容及び家庭支援推進保育の充実に努めます。

(7)子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実

【取り組み内容】

スクールカウンセラーが児童・生徒や保護者、また教職員へのカウンセリングを行っています。
また、スクールカウンセラーの出席のもとに、毎月1回「校内不登校対策委員会」を開いています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、児童・生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決をめざします。

(8)ひとり親家庭への支援の充実

【取り組み内容】

「母子・父子自立支援員」がひとり親家庭への相談に応じ、相談受理、情報提供、支援を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、ひとり親家庭への支援を充実させるために、相談受理、情報提供、支援を行います。

基本目標3 地域全体で子どもと子育て家庭を支援することのできるまちづくり

1 子どもや子育て家庭にとって安心・安全なまちづくりのために

(1)防犯ネットワークの構築と防犯活動の充実

【取り組み内容】

関係機関と連携のもとに自転車の二人乗りや並列走行などの交通違反注意や帰宅の促し、未成年者の喫煙注意などの補導活動を中心に、青少年の健全育成に努めています。また、ボランティアパトロール員の協力により、子どもたちを見守り、安全・安心のまちづくりを推進しています。

青色回転灯を装備した青色防犯パトロール車を、柞田小学校区に配備したことにより、不審者の情報の減少につながっています。

また、平成26年度に豊浜小学校区、大野原小学校区及び一ノ谷小学校区に実施団体が結成され、豊浜小学校区は平成27年3月、大野原小学校区及び一ノ谷小学校区は、平成27年4月から防犯パトロール車を運行します。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
補導員(延活動数)	1,598人	1,519人	1,635人	1,525人
ボランティアパトロール員数	1,179人	1,171人	1,154人	1,167人

【今後の方向性】

今後、各小学校区にパトロール実施団体が設立できるよう推進していくとともに、さらに安全・安心パトロール員の活動を充実していきます。

(2)交通安全対策の充実

【取り組み内容】

観音寺警察署をはじめ、各種団体の代表者で構成する交通対策協議会を支援し、交通安全教室、各種キャンペーン等を充実させ、市民の交通安全に対する意識の向上を図っています。

また、交通安全施設(反射鏡、ガードレール、路面標示等)の整備については、交通危険個所を調査し、必要な所に設置しています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
整備個所数	78か所	73か所	91か所	81か所

【今後の方向性】

今後はこれまで以上に、交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故発生を防ぐため、交通安全施設の整備に努めるとともに、交通安全意識の啓発に努め、交通マナーを守る意識の高揚を図っていきます。

(3)交通安全教育の充実

【取り組み内容】

交通ルールを守る子どもを育成するため、市内保・幼・小・中学校で、年間約 35 回の交通安全教室を実施しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
交通安全教室開催回数	35 回	37 回	35 回	32 回

【今後の方向性】

年間を通して 50 回以上の交通安全教室を開催し、交通ルールを守り事故に遭わないよう指導しているものの、子どもや高齢者が交通事故の犠牲者となっているため、今後はさらに交通教室の内容を充実し、交通事故のないまちづくりに取り組んでいきます。

(4)チャイルドシート着用の徹底

【取り組み内容】

車に乗せる幼児を交通事故から守るため、チャイルドシート着用推進助成金制度を活用したことにより、購入が促進されるなど、チャイルドシートの着用徹底が十分に図られています。

チャイルドシート助成金の支給については、すべての申請者に対応できており、子育て世代の経済的負担軽減に寄与しています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
チャイルドシート助成金支給件数	221 件	246 件	247 件	231 件

【今後の方向性】

交通施策から、子育て世代の経済的負担を軽減する子育て施策へと変換していることから、制度の充実を検討し、引き続きチャイルドシート着用の徹底に努めていきます。

(5)危険箇所の整備・巡回と安全な通学路の確保

【取り組み内容】

毎年、春の「交通安全総点検」において、学校区を基本に、通園、通学路などの道路交通環境の問題点を警察、学校関係者、道路利用者、道路管理者等、関係部署との連携を図りながら、より安全でより利用しやすい道路の整備を進めています。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
交通安全総点検校区	観音寺南小学校区	常磐小学校区	豊浜小学校区	—

【今後の方向性】

今後も、道路交通環境の安全確保のため、関係部署と連携をとり、だれもが安心して利用できる道路交通環境づくりに努めていきます。

2 子ども連れでも安心して外出できるまちづくりをすすめるために

(1)福祉のまちづくりの推進

【取り組み内容】

子どもの安全安心まちづくりに関する情報を共有し、施策の実施に関し基本的事項を協議するため、観音寺市安全安心まちづくり協議会を設置しています。

【今後の方向性】

安全安心なまちづくりを推進するためには、関係機関相互の情報共有が最も重要であることから、今後、必要な施策を安全安心まちづくり協議会において検討し推進していきます。

(2)子ども連れでも外出しやすい環境の整備促進

【取り組み内容】

平成25年度には、ひがし児童公園や萩の丘公園公衆便所を改修するなど、公園の公衆便所を多目的化しています。

また、だれもが安全で快適に利用できるよう歩道整備などを進めています。

【今後の方向性】

市道中央七間橋線(2期区間)改築事業において、バリアフリーの歩道の整備を進めます。

今後も引き続き、子ども連れでも外出しやすい環境整備のため、歩道を整備していきます。

(3)子育て家庭に適した住宅環境の整備

【取り組み内容】

市が管理する市営住宅においては、居住者が快適に居住できるよう施設の改修に努めています。

市では、観音寺市営住宅長寿命化計画を策定し、東丸山団地・高屋団地テレビ共聴デジタル化対応工事、東浜団地・池之尻団地水洗化(合併浄化槽設置)、三谷団地・宮下団地屋根改修や東丸山団地ほか消防設備修繕他4件など施設の改修を行ってきました。

【今後の方向性】

観音寺市営住宅長寿命化計画に基づき、住戸改善等に取り組んでいきます。

(4)定住化対策の推進

【取り組み内容】

観音寺市総合振興計画後期基本計画と交流定住促進計画に基づき、定住促進に向けて取り組み、放課後児童クラブや空き家バンク、子ども医療費助成、就学前第2子以降の保育料無料化など各種の具体的施策を実施しています。

【今後の方向性】

今後とも対象を絞って定住施策を進めていきます。

3 児童の健全育成をすすめるために

(1)公園の整備・充実

【取り組み内容】

既存の公園を活かし、身近に利用できる施設整備に努めています。観音寺市公園施設長寿命化計画を策定し、はれはれ広場(A=240 m²)の整備、萩の丘公園テニスコートの公衆便所の改修、ひがし児童公園の便所改築や遊具整備、観音寺総合運動公園の遊具整備などを実施してきました。

【今後の方向性】

平成 27 年度には、子どもの遊び場の遊具の整備を行うなど、観音寺市公園施設長寿命化計画に基づき、今後も引き続き、公園の整備と充実に努めていきます。

(2)児童館事業の充実

【取り組み内容】

公立の児童館事業は、大野原こどもセンターにおいて放課後児童クラブで活用していますが、建物が昭和 50 年の建築で老朽化が激しく、児童厚生員の常時配置も厳しい状況にあります。

【今後の方向性】

今後、公立の児童館事業について、大野原こどもセンターの改修や活用方法の検討を行っていきます。

(3)体験学習の拡充

【取り組み内容】

生活体験、社会体験、自然体験など様々な体験活動の機会を提供するため、小学1～6年生を対象にちゃれんじキッズスクール(年間8回)、小学4～6年生を対象にわくわく体験教室(年間8回)を開催しています。

また、夏休みには、わんぱくトレーニングキャンプ(夏休み)を実施し、わくわく体験教室では地域の建設業協会の協力を得て「親子木工教室」を2か所で開催しています。

【今後の方向性】

どの教室も人気があり、受付開始から数日で定員が埋まっている状況であることから、今後も教室内容等の充実を図り、体験学習の拡充に努めていきます。

(4)子ども会活動の支援

【取り組み内容】

子ども会活動の活性化のため、子ども会指導者やジュニアリーダー(中・高生ボランティア)の育成に努めています。

また、子ども会に助言や援助をして、地域全体で子どもを育てる体制づくりの支援を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、子ども会活動をとおして、地域住民と子どもたちとのつながりを促進し、地域全体で子どもを育てる体制の構築に努めます。

(5)読書活動の推進

【取り組み内容】

図書の購入については、3館の司書が蔵書計画に基づき選書を行っています。同時に市民の方からのリクエストや新刊本、各年齢層に見合った図書を購入し、蔵書の充実を図っています。

また、3館とも祝日開館を行いサービスの向上に努めるとともに、市民の方が利用しやすい図書館づくりに努めています。

【今後の方向性】

蔵書については、今後も計画的に行っていくとともに、選書については精選していき、特色のある図書館づくりに努めていきます。

また、ホットメール等による新刊案内や、各種行事の情報発信を積極的に行い利用者の増を図っていきます。

(6)地域交流の場の充実

【取り組み内容】

夕涼み会など地域との交流の場を設け、地域の方とのふれあいの場の充実を図っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、地域交流の場の充実を図り、地域住民の幅広い参加を図っていきます。

(7)地域の伝統文化を学ぶ機会の充実

【取り組み内容】

観音寺市子ども文化財探偵団は、平成 22 年度まで市教育委員会と観音寺文化財保護協会が共催で実施していましたが、平成 23 年度からは「ふるさと歴史教室」として文化財保護協会が単独で夏休み時期に実施しています。教室はA・Bコースの2コースあり、平成 25 年度の参加者は各 16 名が参加しました。

【今後の方向性】

これまで「ふるさと歴史教室」は土曜日の午前中に実施してきましたが、参加者が低調となっているため、曜日、時間、内容の検討を行い参加者の増加に努めていきます。

(8)親子で楽しめる催しや学習活動の充実

【取り組み内容】

中央図書館の児童コーナーにおいては、幼児向け絵本の紹介コーナーや子育て支援コーナー等を設け、若いお母さんやお父さんが子どもに読ませたい本、年代にあった読み聞かせに適した本が選べるよう充実を図っています。

また、ボランティアの活動を推進するため、ボランティア向けの研修会を開催し、読み聞かせ活動の支援を行っています。

【今後の方向性】

今後も3館が連携して、親子で楽しめる行事を開催したり、幼児向け絵本の紹介コーナーや子育て支援コーナーの充実を図ったりするなど、親子のふれあいと本に親しむことを目的とした環境づくりの充実に努めていきます。

4 子育て支援ネットワークづくりをすすめるために

(1) 子育て支援ネットワークの構築

【取り組み内容】

観音寺市愛育会において、母子保健に関する研修会や活動についての情報交換を行っています。
私立保育所5園では、地域子育て支援拠点事業で、一時保育、日曜保育、子育てホームヘルプサービス、育児相談等を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、保健師や母子保健推進員との連携を行い、子育て支援ネットワークの充実に努めます。

(2) 子育てボランティアの養成・配置

【取り組み内容】

市社会福祉協議会で子育てボランティアの養成講座を開催しています。
また、各地区で子育てサロン(地区社会福祉協議会、民生委員児童委員)を開催しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、子育てボランティアの養成に努めます。

(3) 保育所の子育て支援機能の充実

【取り組み内容】

保育士の研修を通じて保育士のスキルアップを行い、保育現場の向上と家庭への啓発を行っています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、研修内容の充実を図り、保育士等の技能や知識等を向上させることにより、より細やかな子育て支援ニーズにも対応できるよう努めていきます。

(4)愛育会や母子保健推進員等の活動に関する情報提供の充実

【取り組み内容】

観音寺市愛育会は平成 24 年度から 25 年度まで観音寺愛育会が休会、10 単位組織で活動を行ってきました。市愛育会長はじめ、各単位組織の会長の支援、保健師による観音寺愛育会の会員養成に力を注ぎ、平成 26 年度から再び 11 組織で活動を行っています。

愛育会離れや少子化に伴い、会員数の減少が見られますが平成 22 年度から 25 年度までにかけては、微減であり、地道な声かけ活動の成果も見られています。

年間を通した親子で楽しめる活動から、平成 24 年度からはシニアサポート事業の委託も受け、シニア世代との交流へも活動の幅を広げています。また、子どもとシニア世代の方の交流は市全体を元気にする相乗効果もあり、ますます期待されています。

母子保健推進員の平成 25 年度の活動については、訪問、電話相談は 12 件となっています。さらに活動を広げようと、平成 24 年度から、もぐもぐレッスンへの協力も行っています(12 名参加)。

活動をもっとPRしたいという声も上がり、平成 25 年度途中からもぐもぐレッスンの教室の中で、「母子保健推進員さんコーナー」を 10 分開設し、活動紹介や子育て経験談などを紹介しています。

【今後の方向性】

<愛育会>

今後も、観音寺愛育会の活動が軌道にのり、11 単位組織で活動を継続していけるよう支援していくとともに、声かけ活動にて愛育会をPRし、新規会員の勧誘を引き続き促していきます。

また、子どもとシニア世代との交流や地域ぐるみの交流を通じて、元気づくりを目標とし引き続き活動していきます。

<母子保健推進員>

観音寺市で子育てしている母親たちが安心して子育てできるよう、身近な相談役として訪問活動件数の増加(目標 20 件)に努めるとともに、市の母子保健事業(もぐもぐレッスン等)を通じて活動のPRを行います。

また、保健師からも妊娠届、転入時、訪問、3か月児・1歳6か月児健診を通じて活動PRを行い、必要となる方へ情報提供を行っていきます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援新制度について

(1) 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像

新制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれています。

① 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

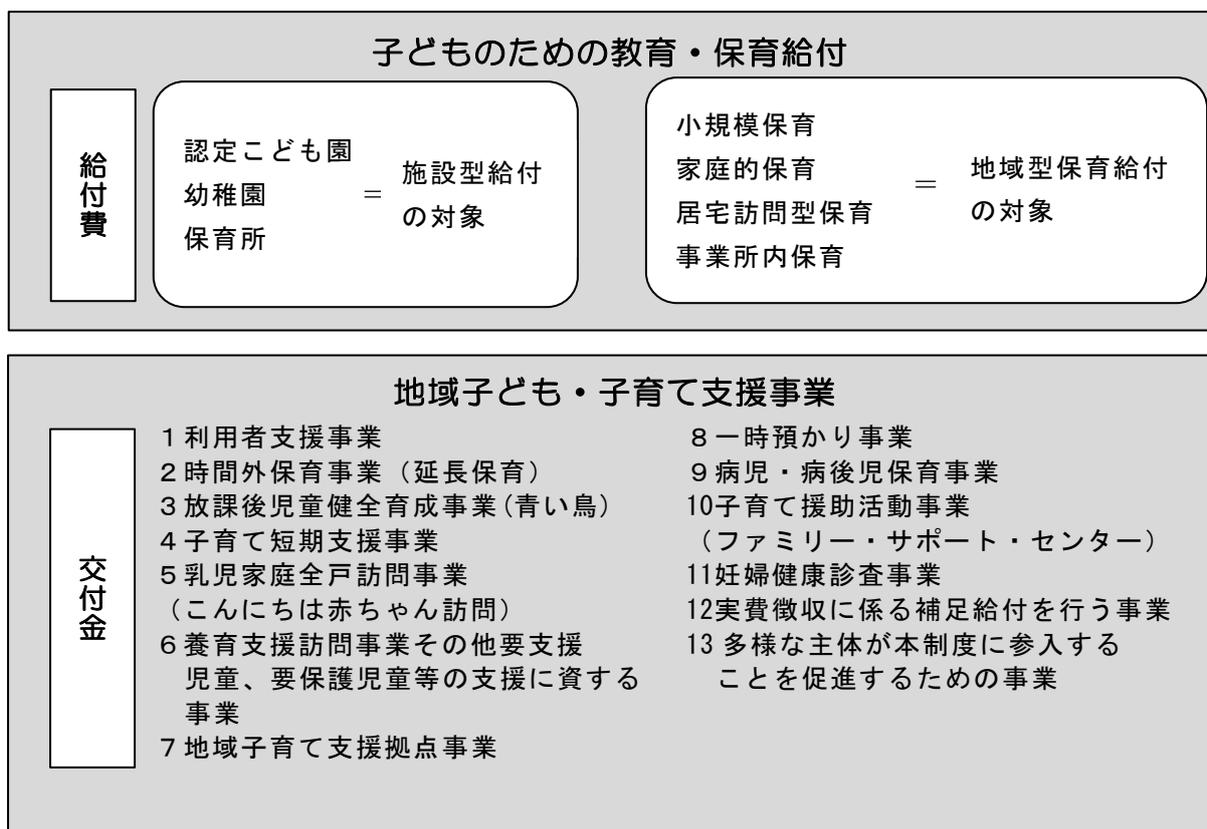
また、給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み(法定代理受領)となります。

② 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、この 13 事業は交付金の対象となります。

【新制度における事業の全体像】



(2) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、幼児教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、市が客観的基準に基づき、保育の有無や必要量を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は、以下の3つです。

認定区分	対象者
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する就学前の子ども (保育の必要性がない子ども)
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」 ^{※1} に該当し、教育・保育を希望する就学前の子ども(保育を必要とする子ども)
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」 ^{※1} に該当し、保育を希望する子ども(保育を必要とする子ども)

《※1 保育の必要な事由》

就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など)、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

(3) 教育・保育の量の見込み及び確保方策の区分

幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることになっています。保護者が共働きでも「幼稚園」を希望するケースもあることから、2号認定については、「幼稚園希望が強いもの」を分けて量を見込みます。

3号認定については、0歳と1・2歳で職員配置基準や児童1人あたりの面積要件などが異なるため、分けて量を見込みます。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」 ^{※1} に該当するが、幼稚園の利用希望が強い子ども(以下、2号認定(幼稚園)と表記)	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」 ^{※1} に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども (以下、2号認定(保育所)と表記)	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」 ^{※1} に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども (以下、3号認定(0歳)・3号認定(1・2歳)と表記)	保育所 認定こども園 地域型保育 ^{※2}

《※2 地域型保育》

家庭的保育 : 家庭的な雰囲気の中で、少人数(5人以下)を対象に保育を行う。

小規模保育 : 小人数(6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもとで、きめ細やかな保育を行う。

事業所内保育 : 会社内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行う。

居宅訪問型保育: 障がい等で個別にケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合等に、保護者の自宅において1対1で保育を行う。

2 教育・保育提供区域の設定について

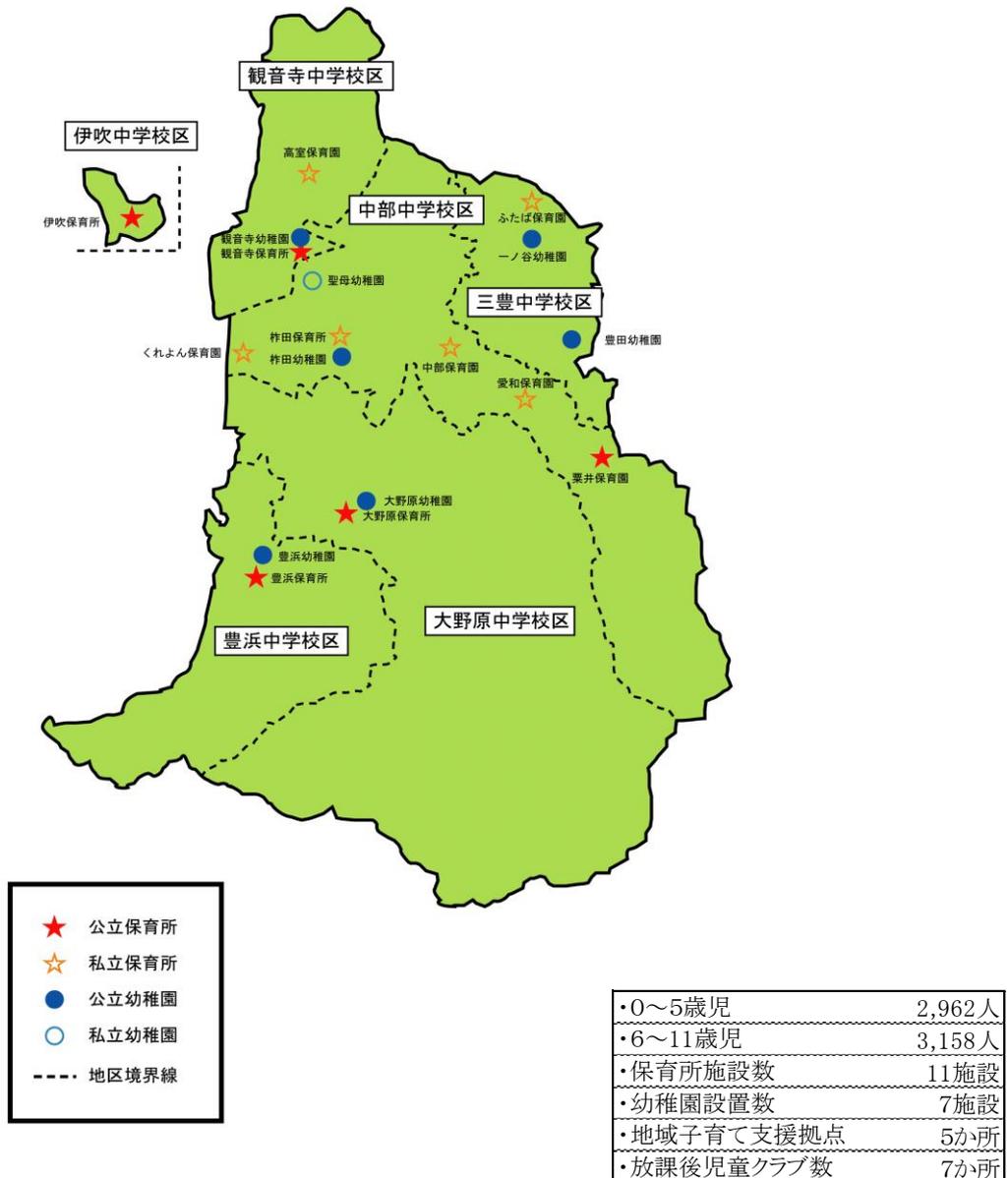
子ども・子育て支援法の規定に基づき、本市における教育・保育提供区域は市全域を1区域として設定します。

本市では、「観音寺市立学校再編計画中間とりまとめ」において、幼稚園、小学校の再編整備の具体的方策を示しています。

幼稚園についても現在の公立6園から、公立4園体制に段階的に再編統合を進めていくこととしており、保育所についても、平成26年4月に東保育所と西保育所を統合するなど、将来的にはさらなる再編統合について検討する必要があります。

区域設定は1つとしますが、保育所・幼稚園の統廃合については、引き続き保護者等の意見を聴取しながら検討を行っていきます。また、伊吹中学校区については今回設定する区域とは切り離して施策を検討していきます。

その他、子育て支援サービスについては、現在のサービスを維持しながら子育て支援に取り組んでいきます。



3 量の見込みの算出方法及び確保方策の考え方

(1) 家庭類型（現状・潜在）の算出

教育・保育の見込み量及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量の算出するにあたり、国が示した「量の見込みの算出等のための手引き」に従い、就学前児童保護者対象のアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の家庭類型の分類を行いました。

また、家庭類型（現状）に転職希望、1年以内の就労希望等の意向を反映し、家庭類型（潜在）の分類を行いました。

【 家庭類型別集計結果（0歳児から就学前） 】

家庭類型タイプ	現状		潜在	
	実数	割合	実数	割合
ひとり親	125	9.6%	125	9.6%
フルタイム×フルタイム	515	39.4%	562	43.0%
フルタイム×パートタイム① ・「就労時間が月 120 時間以上」または ・「就労時間が月 48 時間以上かつ保育所希望」	290	22.2%	273	20.9%
フルタイム×パートタイム② ・「就労時間が月 48 時間未満」または ・「就労時間が月 120 時間未満かつ保育所を希望しない」	75	5.7%	99	7.6%
専業主婦(夫)	294	22.5%	243	18.6%
パート×パート① ・「双方の就労時間が月 120 時間以上」または ・「双方の就労時間が月 48 時間以上かつ保育所希望」	3	0.2%	2	0.2%
パート×パート② ・「いずれかの就労時間が月 48 時間未満」または ・「いずれかの就労時間が月 120 時間未満かつ 保育所を希望しない」	1	0.1%	1	0.1%
無業×無業	4	0.3%	2	0.2%
全体	1,307	100.0%	1,307	100.0%

※就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果 1,604 人のうち、国の手引きによる設問に全て回答した 1,307 人を対象に集計。

(2)家庭類型（潜在）別児童数の算出

推計児童数(0歳児から就学前)に家庭類型(潜在)の割合を乗じて、家庭類型(潜在)別児童数を算出しました。

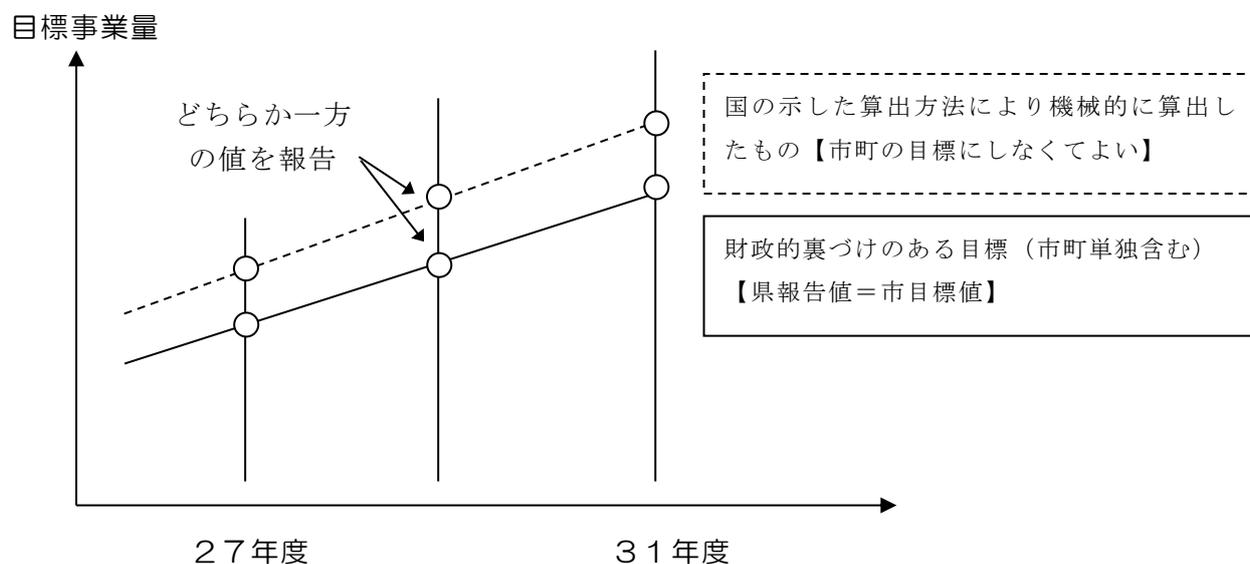
【 家庭類型（潜在）別児童数の推計 】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
ひとり親	275 人	275 人	270 人	263 人	262 人
フルタイム×フルタイム	1,237 人	1,238 人	1,213 人	1,180 人	1,177 人
フルタイム×パートタイム①	601 人	601 人	589 人	573 人	572 人
フルタイム×パートタイム②	218 人	218 人	214 人	208 人	207 人
専業主婦(夫)	535 人	535 人	525 人	510 人	509 人
パート×パート①	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
パート×パート②	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
無業×無業	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人

(3)量の見込みの算出及び確保方策について

調査結果より、現在・潜在の家族類型別における各種サービスの利用状況・利用意向を把握し、家庭類型(潜在)別児童数の推計に利用意向割合を乗ずることにより、各種サービスの量の見込みを算出しました。

国の示した算出方法による量の見込みは、あくまでも機械的に算出したものです。そのため、確保方策は機械的に算出した数値ではなく、地域の実情に沿った数値を目標値としています。



○：国及び県への報告が必要な値

4 教育・保育事業の推進

(1) 3歳以上の子ども

<教育を希望する子ども> 1号認定+2号認定(幼稚園)

(単位:人)

		実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の 見込み	1号認定	895	251	250	243	233	235
	2号認定 (幼稚園)		633	628	612	587	592
	計		884	878	855	820	827
② 確保 数	幼稚園 (特定教育・ 保育施設)	895	960	960	960	960	960
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)		21	21	21	21	21
	確認を受けない 幼稚園		120	120	120	120	120
	計		1,101	1,101	1,101	1,101	1,101
②-①		0	217	223	246	281	274

【確保策】

- 平成27年度から認定こども園(地方裁量型)1園が開園する予定になっています。
現在の施設数で必要量は確保できます。

<保育を希望する子ども> 2号認定(保育所)

(単位:人)

		実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み 2号認定(保育所)		518	547	543	530	507	511
② 確保 数	保育所 (特定教育・ 保育施設)	518	593	593	593	593	593
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)		3	3	3	3	3
	計		596	596	596	596	596
②-①		0	49	53	66	89	85

【確保策】

- 平成27年度から認定こども園(地方裁量型)1園が開園する予定になっています。
現在の施設数で必要量は確保できます。

(2) 3歳未満の子ども

< 0歳児 > 3号認定

(単位：人)

		実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み 3号認定(0歳児)		109	142	141	139	137	135
② 確保数	保育所 (特定教育・ 保育施設)	109	145	145	145	145	145
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)		9	9	9	9	9
	地域型保育		10	10	10	10	10
	計		164	164	164	164	164
②-①		0	22	23	25	27	29

< 1・2歳児 > 3号認定

(単位：人)

		実績	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
① 量の見込み 3号認定(1・2歳児)		534	510	519	512	507	500
② 確保数	保育所 (特定教育・ 保育施設)	534	516	516	516	516	516
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設)		24	24	24	24	24
	地域型保育		20	20	20	20	20
	計		560	560	560	560	560
②-①		0	50	41	48	53	60

【確保策】

- 平成 27 年度から認定こども園(地方裁量型)1園が開園する予定になっています。
量の見込みの必要数は確保できていますが、実際の必要量に応じて、地域型保育事業の認可も行っていきます。
現在の施設整備数で、必要量は確保できます。

5 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1)利用者支援事業

利用者支援事業とは、子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する新規事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保量	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

【確保策】

- 本計画期間では実施しませんが、他市の状況を踏まえ必要に応じて実施を検討していきます。

(2)時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業(延長保育事業)は、保育所において、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	193	193	189	184	184
②確保量	193	193	189	184	184
②－①	0	0	0	0	0

【確保策】

- 現在、私立保育園2園で事業を行っています。
今後の利用状況の推移を見ながら、適宜、確保策について検討していきます。

(3)放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保量】

<低学年>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	375	363	363	367	365
②確保量	375	363	363	367	365
②-①	0	0	0	0	0

<高学年>

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	264	256	256	259	257
②確保量	222	234	234	230	232
②-①	▲42	▲22	▲22	▲29	▲25

【確保策】

- 現在、市内7校区で事業を行っています。
平成 27 年度から「一ノ谷校区」において、事業を開始します。
低学年の必要量は確保できています。
高学年については、現在の確保量で計画し、実績に応じて必要量の確保策について検討していきます。

(4)子育て短期支援事業

短期入所生活援助(ショートステイ)事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急に一時保護する場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

また、夜間養護等(トワイライトステイ)事業は、保護者が仕事等の理由により、平日の夜間または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等に、児童を児童養護施設等で保護する事業です。

【量の見込みと確保量】

＜ショートステイ・トワイライトステイ＞

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	13	13	13	13	13
②確保量	13	13	13	13	13
施設数	0	0	0	0	0
②－①	0	0	0	0	0

【確保策】

- 現在、観音寺市外の児童養護施設と委託契約を締結し、事業を実施しています。
現在の事業実施内容で必要量は確保できます。

(5)乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

乳児家庭全戸訪問事業とは、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	443	438	434	427	420
②確保量	443	438	434	427	420
②－①	0	0	0	0	0

【確保策】

- 現在、香川県助産師会と委託契約を締結し、市の保健師と分担して事業を行っています。
現在の事業実施内容で必要量は確保できます。

(6) 養育支援訪問事業等

養育支援訪問事業とは、育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て経験者等による育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2	2	2	2	2
②確保量	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0

【確保策】

- 現在、乳児家庭全戸訪問事業で必要と思われる家庭に対し訪問を行い、支援を行っています。現在の事業実施内容で必要量は確保できます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児とその保護者が交流する場所(子育て支援センター等)を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言などの援助を行う事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	49,608	50,040	52,980	48,804	48,120
②確保量	49,608	50,040	52,980	48,804	48,120
個所数	12 か所				
②－①	0	0	0	0	0

【確保策】

- 現在一般型5か所、出張ひろば5か所の計 10 か所で事業を行っています。平成 27 年度からは、一般型と出張ひろばをそれぞれ1か所増やし 12 か所で事業を行う予定です。量は多くなると見込まれますが、12 か所で必要量は確保できると思われま

(8)一時預かり事業

一時預かり事業は、保護者の就労や疾病・出産等により保育が困難な就学前幼児について、保育園等において一時的な保育を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

【量の見込みと確保量】

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	96,541	95,902	93,410	89,512	90,279
（1号認定）	1,606	1,596	1,554	1,489	1,502
（2号認定）	94,935	94,306	91,856	88,023	88,777
②確保量	24,780	24,780	24,780	24,780	24,780
②－①	▲71,761	▲71,122	▲68,630	▲64,732	▲65,499

【確保策】

- 現在、公立幼稚園2園と私立の幼稚園1園で事業を実施しています。平成27年度以降も公立については2園以外の幼稚園で一時預かり事業の実施は考えておらず、現状のまま事業を継続していきます。

② 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）以外

【量の見込みと確保量】

（単位：人日）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	16,395	16,418	16,101	15,682	15,625
②確保量	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
②－①	▲13,275	▲13,298	▲12,981	▲12,562	▲12,505

【確保策】

- 現在、私立保育所6園で実施しています。今後の利用状況や保護者の要望等を把握し、必要に応じて確保策の検討を行います。

(9)病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで看護師等が一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,245	4,248	4,164	4,050	4,040
②確保量	484	484	484	484	484
市内施設数	1	1	1	1	1
②－①	▲3,761	▲3,764	▲3,680	▲3,566	▲3,556

【確保策】

- 観音寺市と三豊市で三豊総合病院に委託し、事業を行っています。平成 25 年度の利用者数は 97 人であり、必要量は確保できている状況です。今後の利用状況を見定め、定員の見直しや他の病院へ事業の委託の働きかけ等を行い、必要量の確保に努めていきます。

(10)子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は、育児など子育ての援助をしてほしい人と援助したい人が会員となる組織(ファミリー・サポート・センター)を設立し、地域で子育て援助活動をする事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,276	3,172	3,172	3,224	3,172
②確保量	1,040	2,080	3,380	3,380	3,380
②－①	▲2,236	▲1,092	208	156	208

【確保策】

- 平成 26 年度から事業を開始しています。今後は、まかせて会員の講座を毎年実施し、まかせて会員の増加を図り、平成 29 年度に必要量を確保できるよう事業を進めていきます。

(11)妊婦健診事業

妊婦健診事業は、母子保健法第13条の規定により観音寺市に住所を有する妊婦を対象に、安心して妊娠・出産を迎えることができるように、妊婦の健診にかかる費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減する事業です。

【量の見込みと確保量】

(単位：人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	6,104	6,034	5,978	5,880	5,782
②確保量	6,104	6,034	5,978	5,880	5,782
②-①	0	0	0	0	0

【確保策】

- 現在の事業内容で必要量は確保できており、今後も引き続き事業を実施していきます。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

実費徴収に係る補足給付を行う事業とは、保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する新規事業です。

当事業では事業量の設定はせず、今後、国や県の動向を踏まえ検討することとします。

(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業とは、新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための新規事業です。

当事業では事業量の設定はせず、今後、国や県の動向を踏まえ検討することとします。

6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と推進体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及

認定こども園の普及にあたっては、教育と保育を一体的に担うことができる人材の確保が必要であるため、幼保併有資格の取得促進に向けた支援を行うほか、「観音寺子どもすくすくプラン」を活用したり、幼稚園教諭と保育士の合同研修等を通じて、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有したりできるよう支援を行っていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援

子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭と保育士が学校教育と保育の共通理解を得ることができるよう、合同研修や研究活動等を推進します。

(3) 質の高い教育・保育と子育て支援の推進

地域の教育・保育水準の維持・向上を図るために、子どもの教育と保育に従事する職員の資質向上に努めます。

(4) 保幼小の連携について

子どもの育ちや発達には、乳児期・幼児期・学童期と連続しており、保育所(園)から小学校へと通う施設が変わっても、成長は続いていくものです。この育ちの連続性を保つため保育所等と小学校間の情報共有の充実を図ります。

また、子ども一人ひとりが遊びや生活を中心とする幼児教育から教科等の学習を中心とする小学校教育への変化に対応できるように、幼児と児童の交流活動や教職員同士の意見交換等の連携活動の充実を図ります。

本市では、平成26年4月に策定した「観音寺子どもすくすくプラン」に基づいて、各保育所、幼稚園、小学校が地域や学校等の特性を生かしながら、豊かな感性と健やかな体を養い、生きる力の基礎を培う保育・教育が実践されることをめざして、取り組んでいきます。

7 放課後子ども総合プランに基づく取り組みについて

(1) 放課後子ども総合プランの趣旨と目的

主に共働き家庭等において、子どもを保育園に預ける期間を過ぎると、小学校の放課後の平日の学校行事、夏休みなど長期休暇中はどこに子どもを預けるかといった問題いわゆる「小1の壁」に直面します。この「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を推進します。

(2) 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室について

今後、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型または連携型での実施の必要性について検討を行っていきます。

(3) 放課後子ども教室の整備計画

市内の小学校の全児童を対象に、地域住民との交流活動「ちゃれんじキッズスクール」などの取り組みを実施することによって子どもの居場所づくり設けています。

「放課後子ども教室」の整備計画

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
開催回数(回)	8	8	8	8	8
参加延人数(人)	225	225	225	225	225

(4) 小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策について

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域と学校にとって重要な課題であることから、学校施設の活用等について検討していきます。

(5) 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

平成 27 年度から「健康福祉部 子育て支援課」が放課後児童クラブを、「教育委員会 生涯学習課」が放課後子ども教室を所管することとなり、今後とも両課において十分に連携を図り、放課後子ども総合プランの推進に努めていきます。

第6章 参考資料

1 観音寺市子ども・子育て会議規則

平成 25 年6月 27 日規則第 25 号

(趣旨)

第1条 この規則は、観音寺市附属機関設置条例(平成 24 年観音寺市条例第1号)第2条の規定に基づき、観音寺市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という)第 77 条第 1 項各号に掲げる事項
- (2) 観音寺市子ども・子育て支援事業計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関する調査審議
- (3) 前2項に掲げる事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募により選出された者
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

2 観音寺市子ども・子育て会議委員

区 分	団 体 名 簿	氏 名	備 考
学識経験者	教育委員長	大西 孝典	会長
	観音寺市民生委員児童委員協議会 主任児童委員部会長	橋川 ひづる	
子どもの保護者	愛育会代表	余 傳 千鶴	
	保育所ブロック保護者会代表	村上 里輔子	
	幼稚園PTA代表	竹下 正人	
	小学校PTA代表	石川 裕記	
事業従事者	保育所ブロック会代表	磯野 富司	副会長
	幼稚園長会代表	森下 桂子	
	小学校長会代表	中須 純子	
公募委員		田中 英昭	
		片野 牧	
市職員	保健師	乾 春美	
	生涯学習課	大塚 裕美子	
事業主の代表	観音寺商工会議所専務理事	小西 正幸	
労働者の代表	三豊地区労働組合協議会代表	横内 智子	

事務局：観音寺市健康福祉部子育て支援課

観音寺市
子ども・子育て支援事業計画
《平成27年度～31年度》

発行年月 平成27年3月
発行 観音寺市
〒768-8601
香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
電話 0875-23-3962
編集 観音寺市 健康福祉部 子育て支援課
